

与論町

■第7期障害福祉計画

■第3期障害児福祉計画

(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月
鹿児島県与論町

ごあいさつ

本町では令和3年3月に策定した「与論町第2期障害者計画、第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画」を基に、各分野にわたって障害者施策を推進してまいりました。

この間、障害者施策の分野では、**2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会**の開催、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の改正等の大きな動きが見られました。

また、新型コロナウイルス感染症の流行により、障害のある人に限らず、社会的な行動が制限され、医療・福祉サービスの提供に制約が生じるほか、就労機会の減少にもつながり、本町の障害福祉施策にも多大な影響を及ぼしましたが、令和5年5月8日、新型コロナウイルス感染症が**5類感染症**に移行され、少しずつ人々の日常も取り戻されつつあります。

こうした中、障害のある人をはじめ、すべての人が積極的に社会参加し、互いに人格と個性を尊重して支え合う「地域共生社会」の実現には、事業者や町民の幅広い理解のもとで、環境整備に係る取組を含め、地域住民や多様な主体が自らのこととして考え、参画することが必要であり、人と人、人や資源が世代を超えてつながることで、豊かな社会へとつながっていくものと考えております。

本計画では、平成**27年3月**から障害者に関する基本的な事項を定める中長期の「与論町障害者計画」の基本理念である「自立に向かってゆいのまちよろん」を継承し「障害のある人が自分らしく自立した生活が送れる社会、だれもが社会の一員としてあらゆる活動に参画し、共に支え合う社会」をめざします。

今後本計画に基づき様々な施策に取り組んで参りますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見をいただきました町民の皆様をはじめ、関係機関及び関係団体の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

与論町長 田畑 克夫

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1. 計画策定の背景・趣旨	1
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画期間	6
4. 計画の対象と範囲	6
5. アンケート調査による意向の把握	7
第2章 与論町の現状	8
1. 統計データから見る与論町の現状	8
2. アンケート調査から見る与論町の現状	15
第3章 計画の基本的な考え方	30
1. 基本理念	30
2. 基本的視点	30
第4章 障害福祉計画・障害児福祉計画	32
1. 計画の基本方針	32
2. 障害福祉サービスに関する数値目標	34
3. 障害福祉サービスの利用実績と見込量・確保のための方策	40
4. 障害児通所支援及び障害児相談支援の利用実績と見込量・確保方策	47
5. 地域生活支援事業の推進	50
第5章 計画の推進体制	55
1. 計画の推進のために	55
2. 推進体制の整備	56
資料編	
与論町障がい者自立支援協議会設置要綱	59
与論町障がい者自立支援協議会委員名簿	61
与論町障害者手帳交付者状況(R6.1.1時点)	62
指定難病受給者の現状(与論町,R6.1.20時点)	63
アンケート調査結果	66
用語集	79

第1章計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景・趣旨

近年、障害のある人の高齢化や障害の重度化が進む中で、障害福祉サービスのニーズはますます複雑化・多様化しており、全ての障害のある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく社会参画と意思決定を行い、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に支え合う共生社会の実現が求められています。

令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の拡大は、町民の生活に大きな影響を与えました。特に、障害のある人や高齢者、生活困窮者等は、感染拡大防止のための措置により、地域の交流・見守りの場、相談支援を受ける機会を喪失し、社会的に内在していた孤独や孤立の問題が浮き彫りになり、障害のある人やその家族などへの支援がますます必要とされるようになりました。

国においては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正が令和3年6月に公布され、民間事業者による合理的配慮の提供が令和6年4月から義務化されます。

また、令和4年9月には、障害者の権利に関する条約に基づき、日本政府が国際連合の障害者の権利に関する委員会に提出した報告書に対する総括所見が示され、この中で、差別解消法における救済の仕組み、脱施設、インクルーシブ教育^(※)などを始めとする多くの課題について、改善勧告がなされました。

その後も、障害のある人に係る法律・制度の改正が進められる中で、令和5年には国が第5次障害者基本計画を策定しました。共生社会の実現に向け、障害の有無にかかわらず、全ての国民は等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障害のある人が自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援するとともに、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去することを基本理念とした取組が進められています。

与論町(以下「本町」)においても、国の動向や本町の実情に基づき、障害者施策の基本理念や施策の方向性を定めるものとして、「与論町障害者計画」、「与論町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を令和3年3月に策定し、障害のある人に関する各種施策を推進してきました。

この度、「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の計画期間満了に当たり、障害者福祉制度に係る法改正等の社会動向や本町の実情を踏まえた「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定し、障害福祉施策を総合的、計画的に推進していきます。

文中の※については巻末の用語集にて説明しています。ご参照ください。(以降のページも同じ)

◆国の障害福祉施策をめぐる近年の動向

令和3年 6月	改正「障害者差別解消法」公布 ※民間事業者の合理的配慮の提供義務を法的義務とするとともに、行政機関相互間の連携の強化等について定める。
9月	「医療的ケア児支援法」施行 ※医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止し、安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現を目的とする。
令和4年 5月	「障害者情報アクセシビリティ(※)・コミュニケーション施策推進法」施行 ※障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することで、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。
12月	「障害者総合支援法等の一部を改正する法律」公布 ※基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の整備の努力義務化、就労選択支援サービスの創設等を定める。
令和5年 3月	「障害者基本計画(第5次)」策定 ※障害者を必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉えた上で、施策を総合的・計画的に推進することで、条約が目指す社会の実現につなげる。加えて、障害者への偏見や差別の払拭、「障害の社会モデル」等障害者の人権の確保の上で基本となる考え方等への理解促進に取り組み、多様性と包摂性のある社会の実現を目指すことが重要であり、政府において各分野の施策を実施する。
5月	「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」告示

◆障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正について(通知)(令和5年5月19日付け障企発0519第1号・こ支障発第14号)の主な改正内容

基本指針の見直しの主な事項

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的利用に係る記載の追記

④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

⑥地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

⑦障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

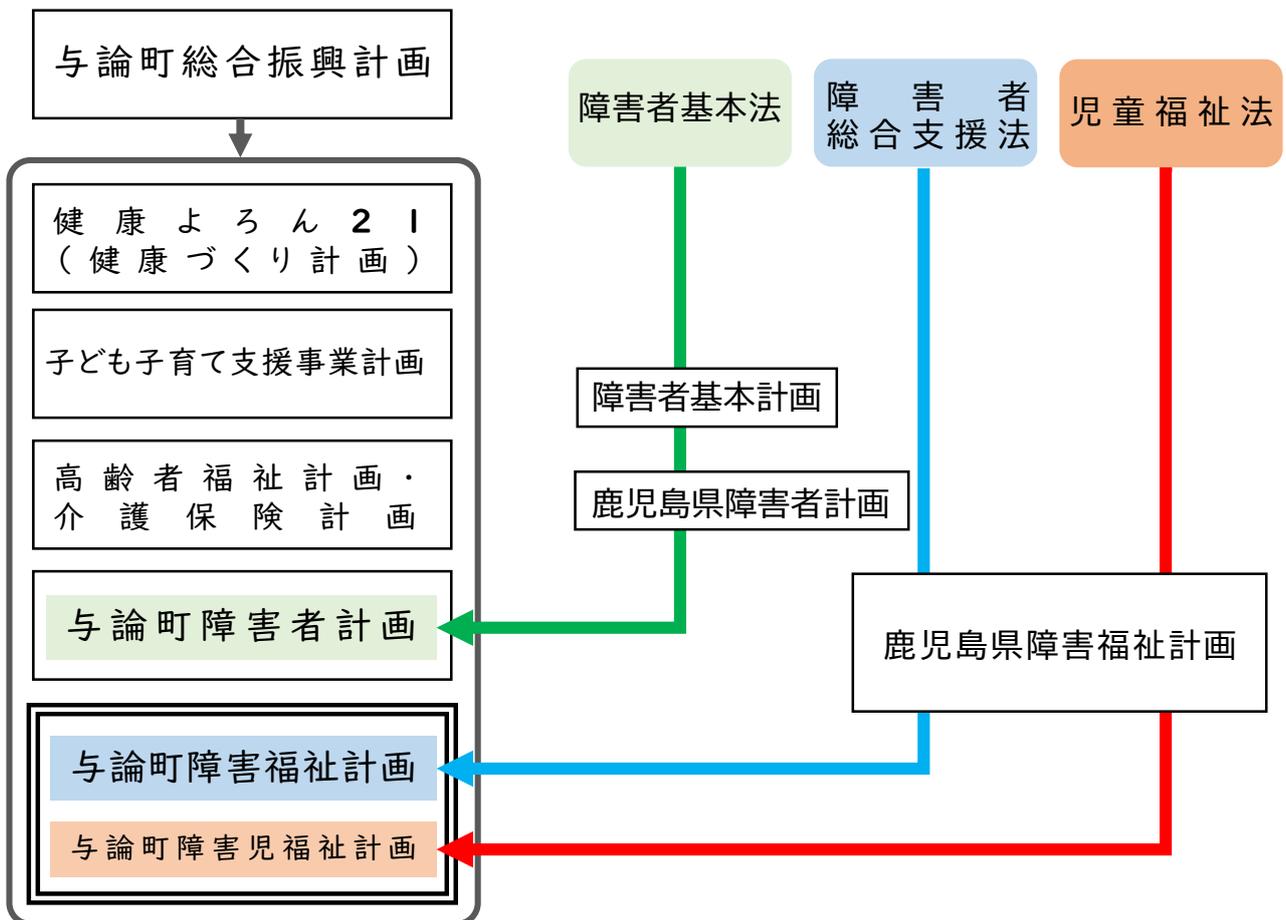
2. 計画の位置づけ

障害者計画は、障害者基本法第11条第3項に定められた「当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」です。町における障害のある人のための施策の、最も基本的な考え方などを定める、中長期の計画となります。

また、障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に定められた「市町村障害福祉計画」、障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に定められた「市町村障害児福祉計画」となり、この2つの計画を一体的に策定するものです。

また、本計画は、上位計画である「与論町総合振興計画」をはじめ、町の各種関連計画及び国・県の計画との整合性を図っています。

◆上位・関係計画、根拠法



○障害者基本法第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

○障害者総合支援法第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

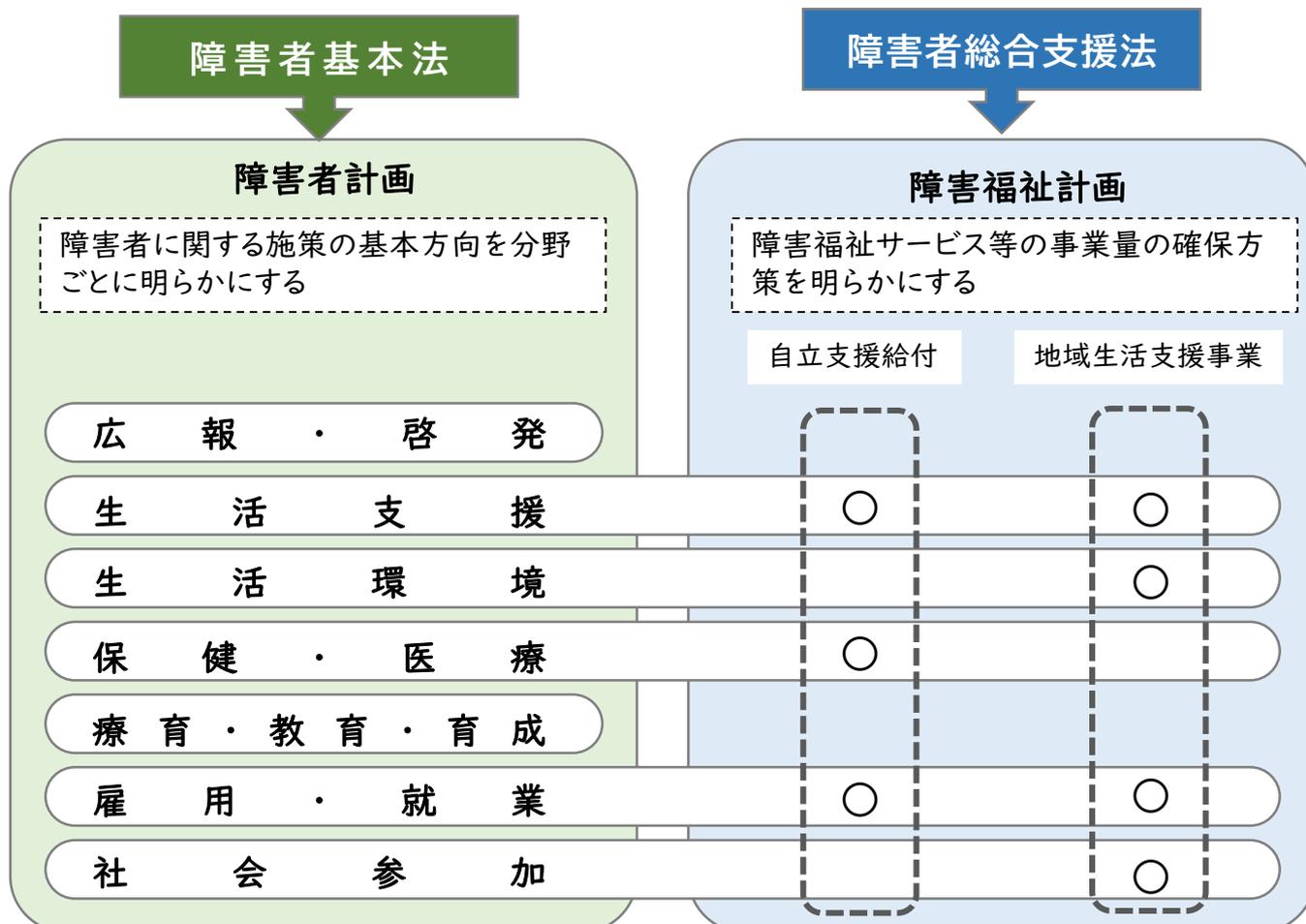
○児童福祉法第33条の20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

◆障害者計画と障害福祉計画の関係

「障害者計画」は、「障害者基本法」に基づく障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画です。

「障害福祉計画」は、障害者総合支援法で、「市町村障害者計画」その他の法律の規定による計画であって障害のある人等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれなければならないとされており、平成24(2012)年度版障害者白書で、「障害者計画」と「障害福祉計画」の具体的な関係として、「障害者計画」に掲げる「生活支援」等の事項の中で、障害福祉サービスに関する3年間の実施計画としての位置づけとして作成することが適当であるとされています。



3.計画期間

本町では、「障害者計画」と「障害福祉計画及び障害児福祉計画」の整合性を図って施策展開するために、次のとおり計画年度を設定しています。

①障害者計画

令和3(2021)年度から令和8(2026)年度まで8年間

②障害福祉計画・障害児福祉計画

令和6(2024)年度から令和8(2026)年度まで3年間

※障害福祉計画と障害児福祉計画は、3年間を基本として柔軟な期間設定が可能となりました。今期計画は障害者計画との整合性を図るため3年間とします。

R3 (2021) 年度	R4 (2022) 年度	R5 (2023) 年度	R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度	R9 (2027) 年度	R10 (2028) 年度	R11 (2029) 年度
障害者計画(第2期)						障害者計画(第3期)		
障害福祉計画 (第6期)			障害福祉計画 (第7期)			障害福祉計画 (第8期)		
障害児福祉計画 (第2期)			障害児福祉計画 (第3期)			障害児福祉計画 (第4期)		

4.計画の対象と範囲

本計画における「障害者」は、障害者基本法第2条第1項に規定する、「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

また、「障害児」は、児童福祉法第4条第2項に規定する、「身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童(発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害児を含む。)」とします。

更に、精神障害には高次脳機能障害と診断され精神障害者保健福祉手帳を取得した方を含むとともに、障害者及び障害児には、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、障害者総合支援法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が主務大臣が定める程度である方(難病患者)も含まれます。

5. アンケート調査による意向の把握

(1) 調査の目的

本計画の策定にあたり、障害のある人の生活実態、福祉サービスの利用状況、福祉に関する意識・意向について把握し、計画策定の基礎データとなるアンケート調査を実施しました。

(2) アンケート調査の実施概要

調査対象者	与論町に住民登録がある障害者(児)等の中から無作為で抽出
回収率	73.3%(回答数110/配付部数150)
調査方法	郵送により調査票を配布し、返信用封筒により回収

(3) 調査期間令和6年1月

(4) 調査対象者

身体障害者手帳所持	101人
療育手帳所持者	29人
精神障害者保健福祉手帳所持者	13人
指定難病患者・小児慢性特定疾患患者	7人
合計	150人

第2章 与論町の現状

1. 統計データから見る与論町の現状

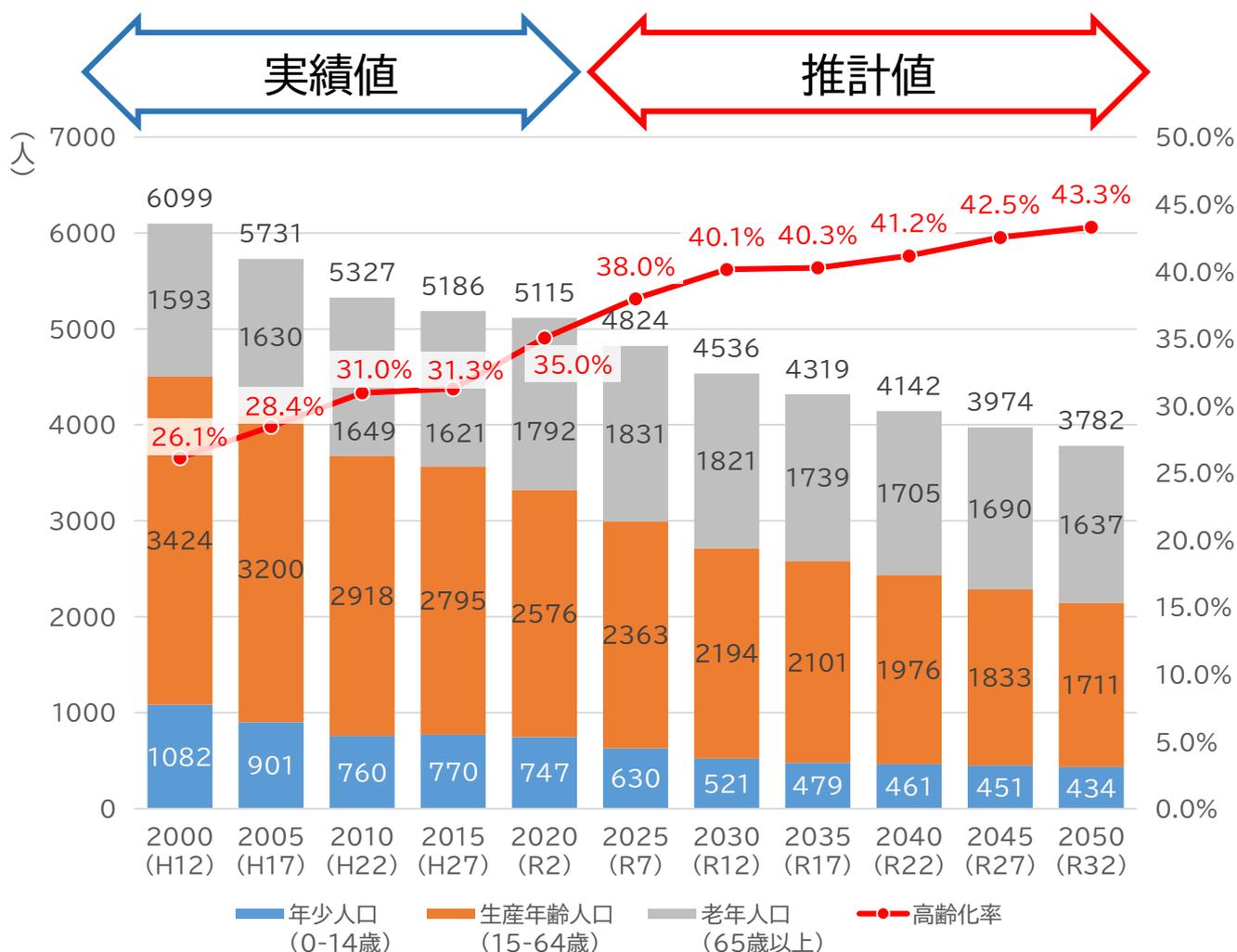
(1) 人口の状況

① 年齢3区分人口の推移

本町の人口は年々減少しており、令和2年では5,115人となっています。

年齢3区分別でみると、「65歳以上」は増加していますが、「15歳未満」と「15歳～64歳」が大きく減少しており、高齢化率は35.0%となっています。

今後も全体的に減少傾向が続くと見込まれ、高齢化がさらに進展することが予測されます。



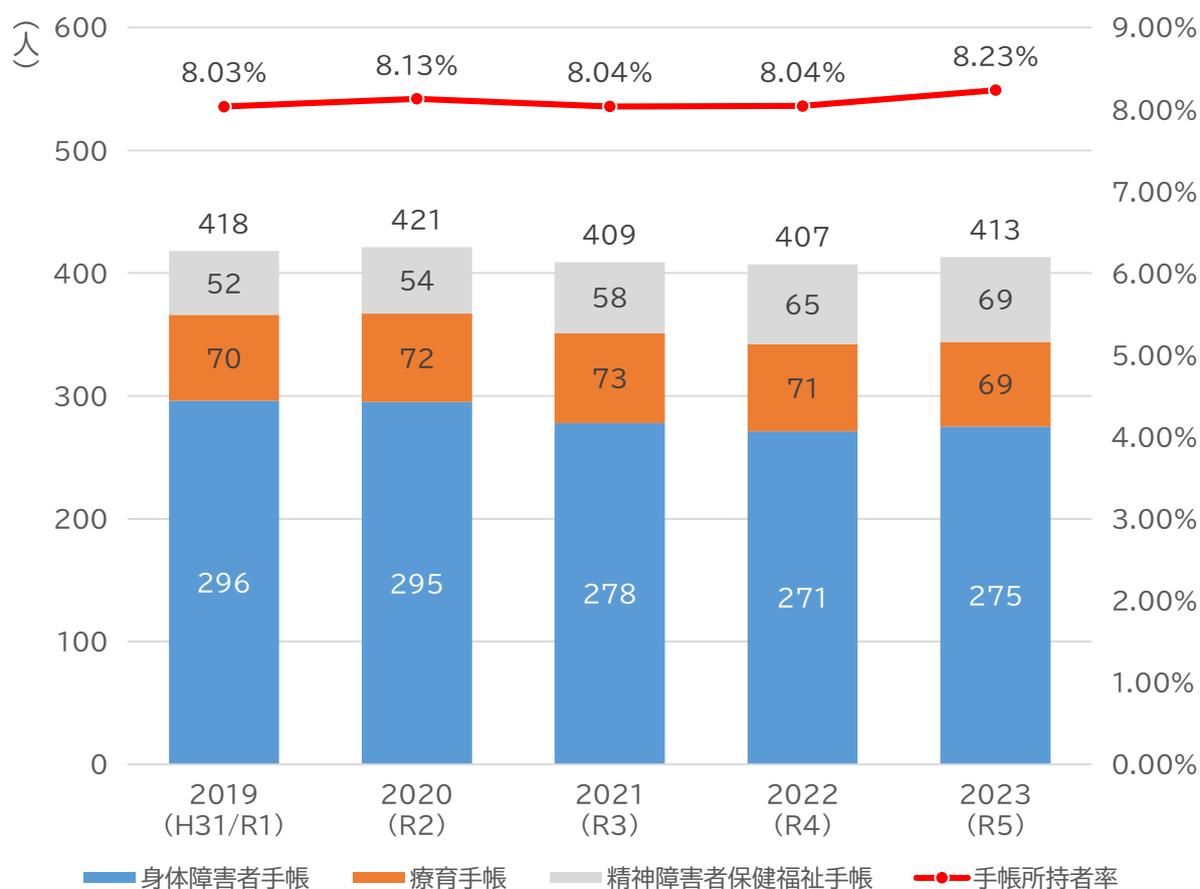
出典：H12～R2は「国勢調査」総務省、R7以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」より

(2) 障害のある人の状況

① 各手帳所持者数の推移

本町の障害者手帳所持者数の推移をみると、ほぼ横ばい傾向にあり、令和5年には413人となっています。

手帳種別でみると、精神障害者保健福祉手帳所持者が増加傾向にあります。



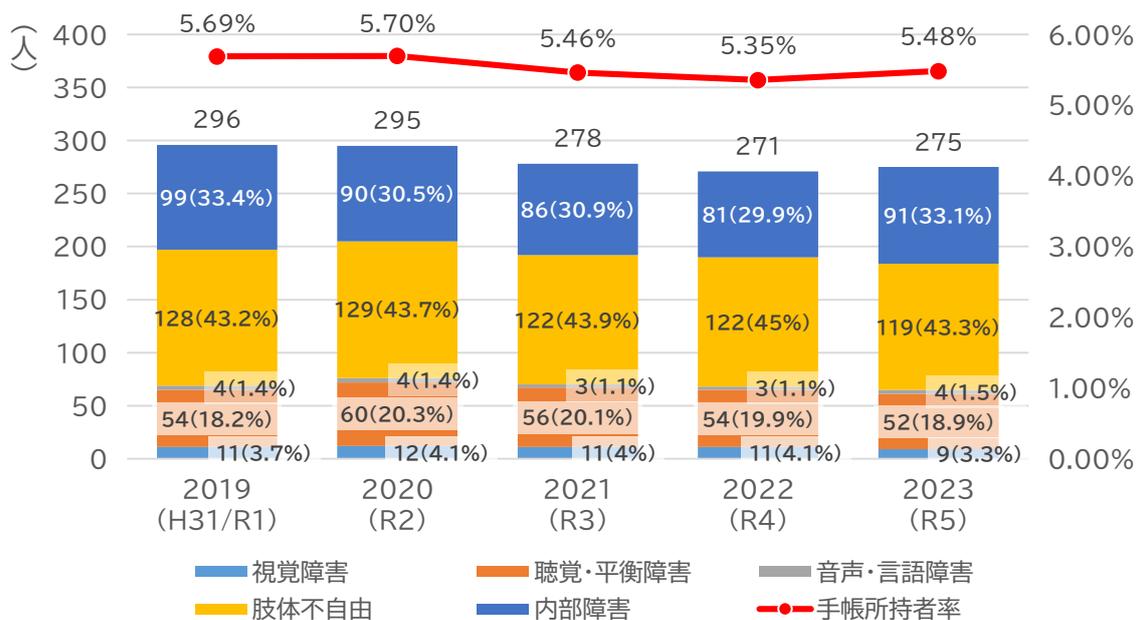
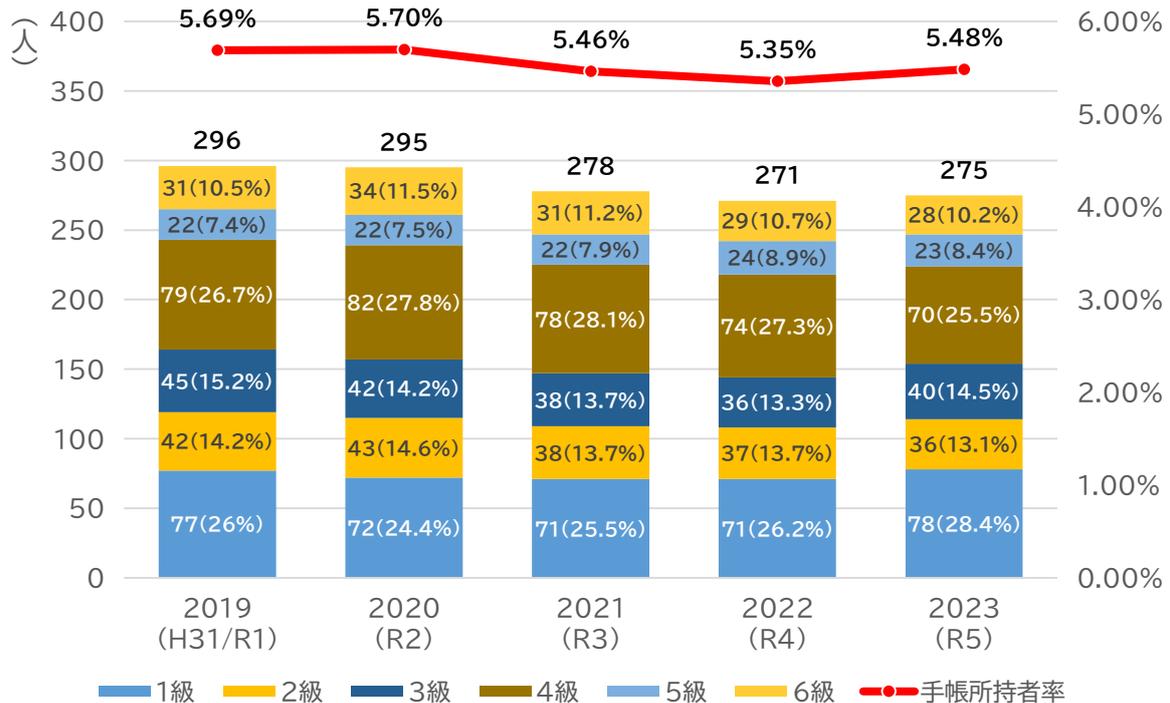
出典：手帳所持者数は総合福祉システムWEL+(各年4月1日時点)、総人口は町民生活課人口及び世帯数(各年3月末)より

②身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、令和5年度現在で275人であり、3年前の令和2年度の295人と比較して20人の減少となっています。

障害程度別でみると、令和5年度における等級別の構成比は「1級」が78人(28.4%)で最も多く、次いで「4級」が70人(25.5%)となっています。また、主たる障害部位別では「肢体不自由」が119人(43.3%)と最も多く、次いで「内部障害」が91人(33.1%)となっています。

■身体障害者手帳所持者数の推移



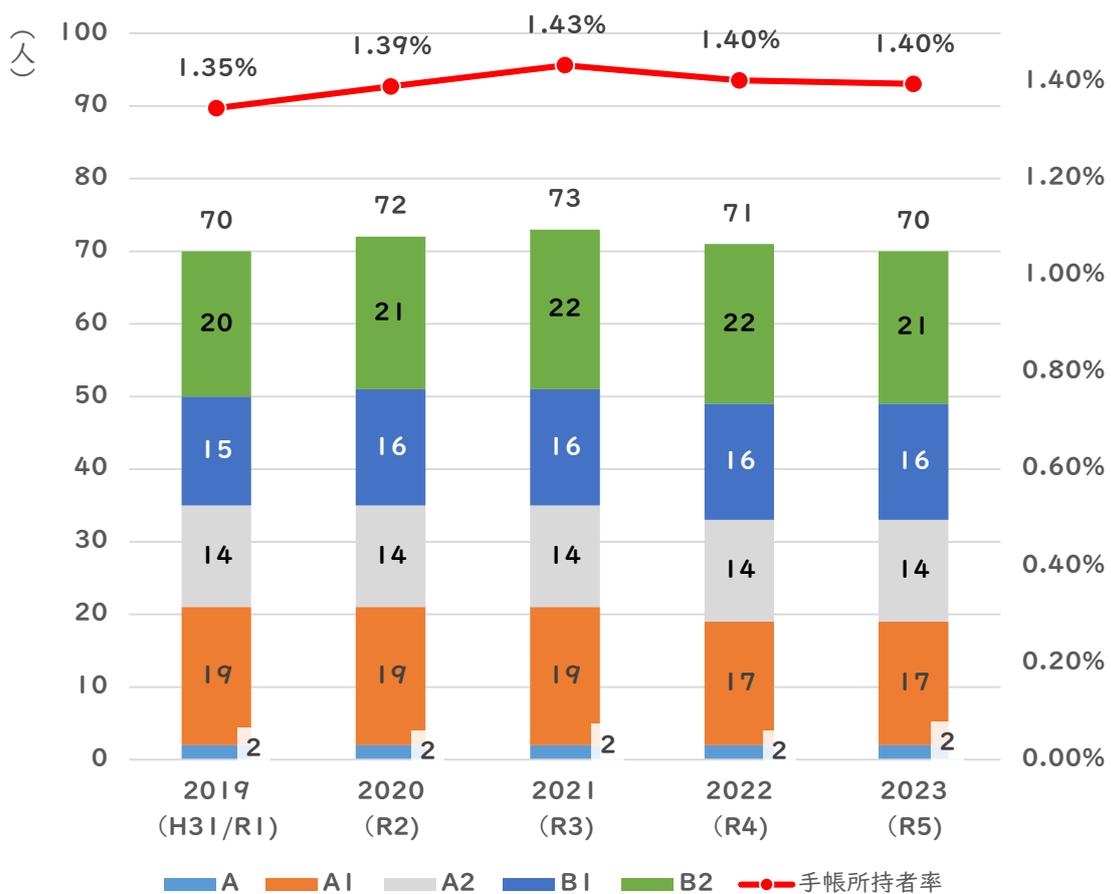
出典：総合福祉システムWEL+(各年4月1日時点)、総人口は町民生活課人口及び世帯数(各年3月末)より

③療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数の推移をみると、令和5年度現在で70人であり、3年前の令和2年度の72人と比較して2人の減少となっています。

令和5年度でみると「B2」が21人と最も多く、次いで「A1」17人となっています。

■療育手帳所持者数の推移

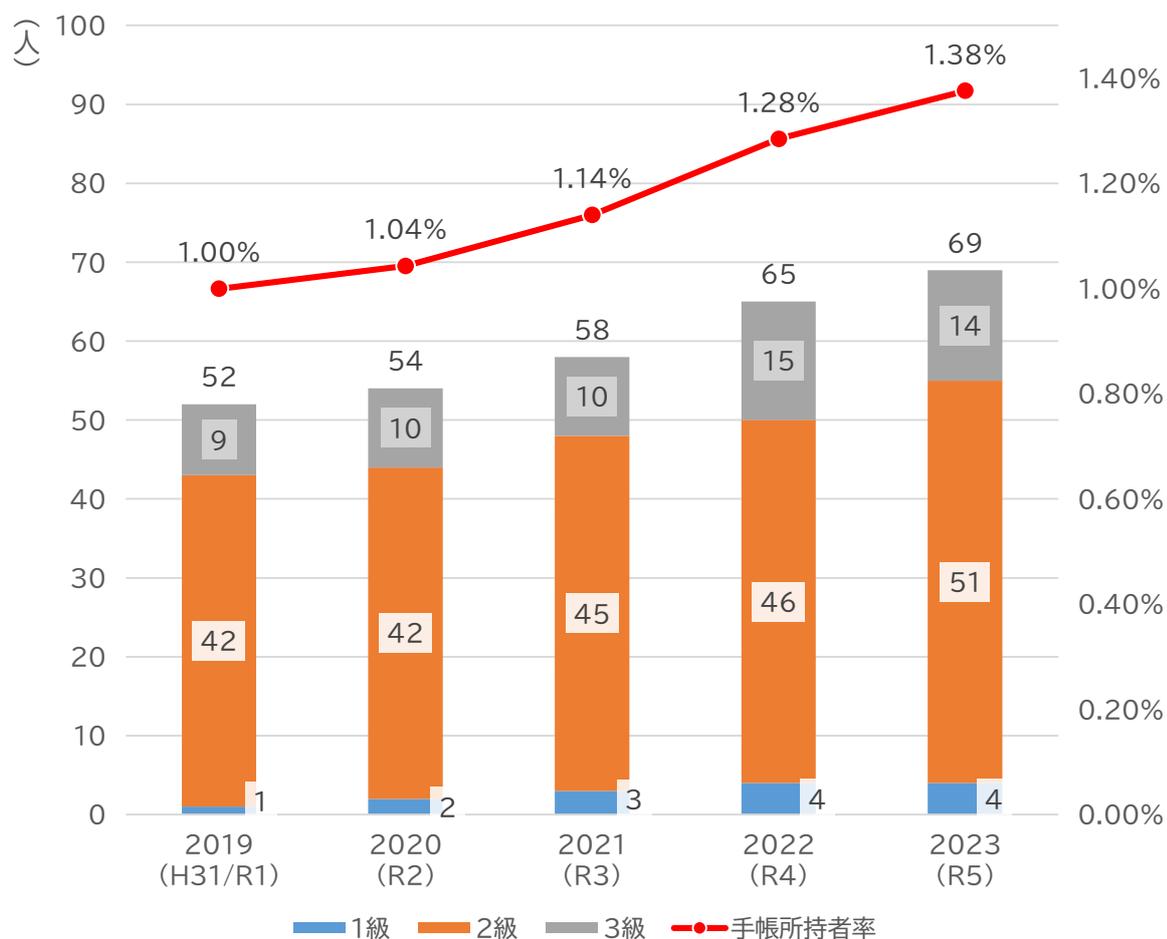


出典：総合福祉システムWEL+(各年4月1日時点)、総人口は町民生
活課人口及び世帯数(各年3月末)より

④精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、令和5年度現在で69人であり、3年前の令和2年度54人と比較して15人の増加となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



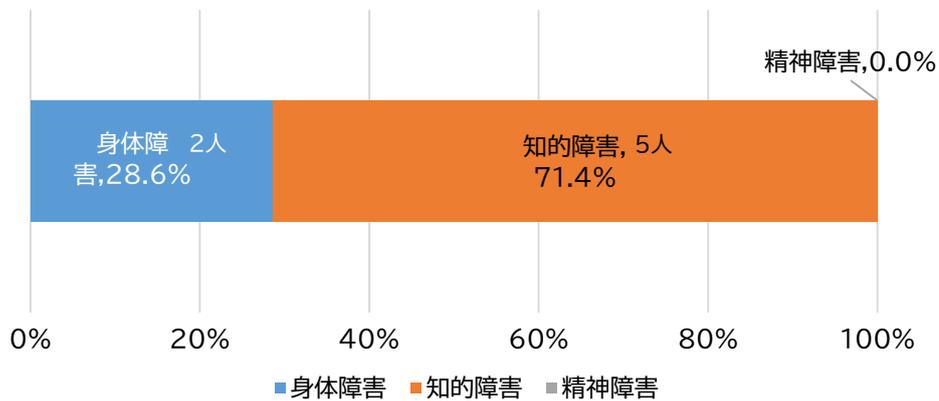
出典：総合福祉システムWEL+(各年4月1日時点)、総人口は町民生
活課人口及び世帯数(各年3月末)より

⑤障害児の療育・就学の状況

令和5年の18歳未満の手帳所持者数は7人で、そのうち知的障害が5人、71.4%となっています。

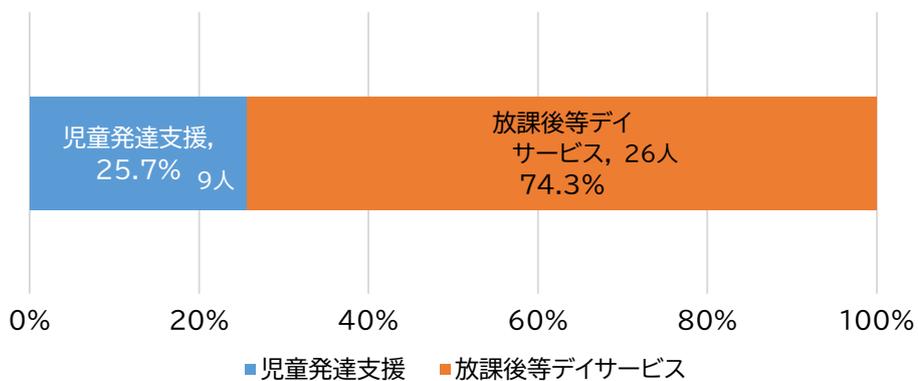
また、児童発達支援の利用者数は3人、放課後等デイサービスの利用者数は17人、85.0%となっています。

■18歳未満手帳保持者の内訳



出典:総合福祉システムWEL+(令和5年4月1日時点)

■障害児通所支援利用者数



出典:総合福祉システムWEL+(令和5年4月1日時点)

■小・中学校の特別支援学級在籍者状況

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学生	児童数	16	19	24
中学生	生徒数	2	3	4
合計		18	22	28

出典:教育委員会(各年4月1日時点)

(2) 障害福祉サービス提供事業所の整備状況

障害福祉サービス提供事業所の指定状況は、下表のとおりです。

令和2年度と比較すると、居宅介護、重度訪問介護、生活介護、保育所等訪問支援の障害福祉サービス事業所等が増加しています。

■障害福祉サービス事業所等の指定状況

根拠法サービス種別		令和2年度	令和5年度	増減数	
障害者総合支援法	障害福祉サービス事業	居宅介護	0	1	1
		重度訪問介護	0	2	2
		行動援護	0	0	
		同行援護	0	0	
		生活介護	1	2	1
		短期入所	0	0	
		共同生活援助(介護サービス包括型)	1	1	
		共同生活援助(日中サービス支援型)	0	0	
		共同生活援助(外部サービス利用型)	0	0	
		自立訓練(機能訓練)	0	0	
		自立訓練(生活訓練)	0	0	
		就労移行支援	0	0	
		就労継続支援(A型)	0	0	
		就労継続支援(B型)	1	1	
		就労定着支援	0	0	
		障害者支援施設(施設入所支援)	0	0	
		指定特定相談支援(計画相談支援)	1	1	
		指定一般相談支援	0	0	
	地域活動支援センター	0	0		
児童福祉法	障害児通所支援	児童発達支援	1	1	
		放課後等デイサービス	1	1	
		保育所等訪問支援	0	1	1
	障害児相談支援	1	1		
精神保健福祉法	精神障害者小規模作業所	1	1		

出典：大島地区障害者地域連絡協議会資料より

※重度訪問介護には県登録分(1)を含む

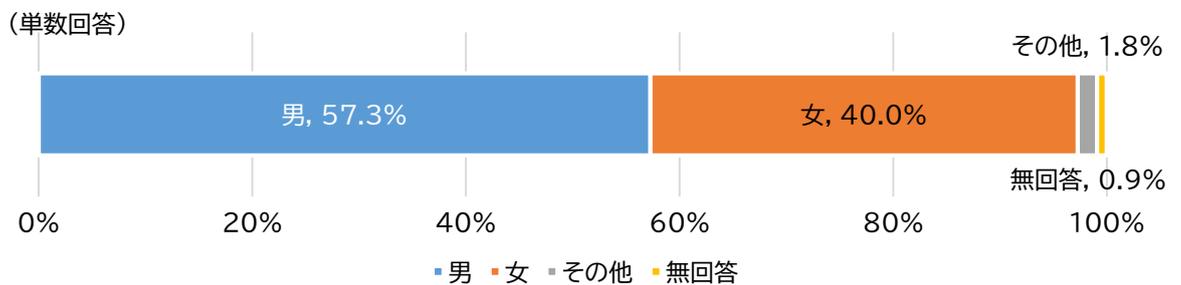
2. アンケート調査から見る与論町の現状

(1) 回答者の属性

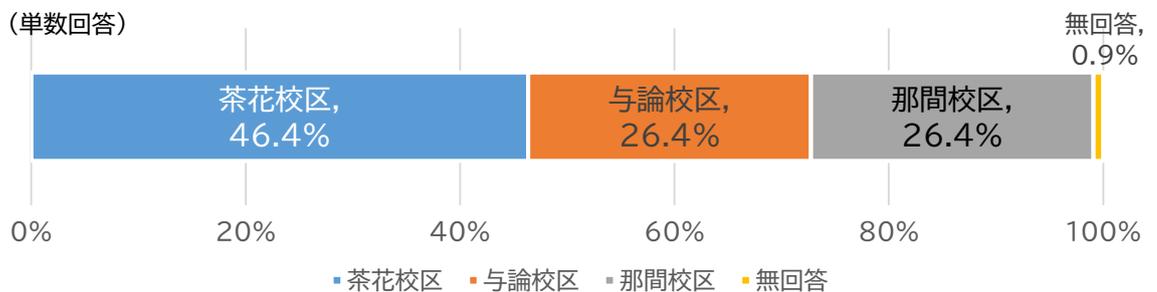
① 年齢



② 性別

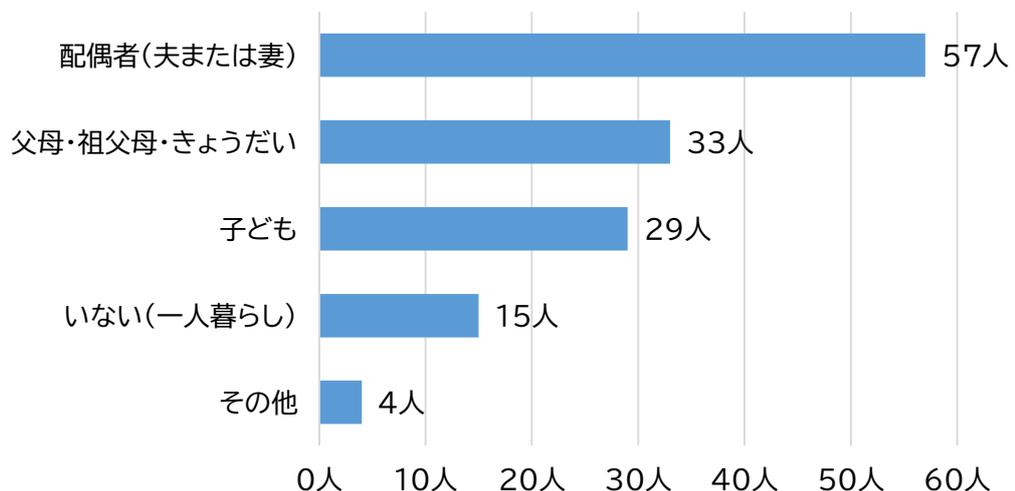


③ 居住校区



④ 一緒に暮らしている人

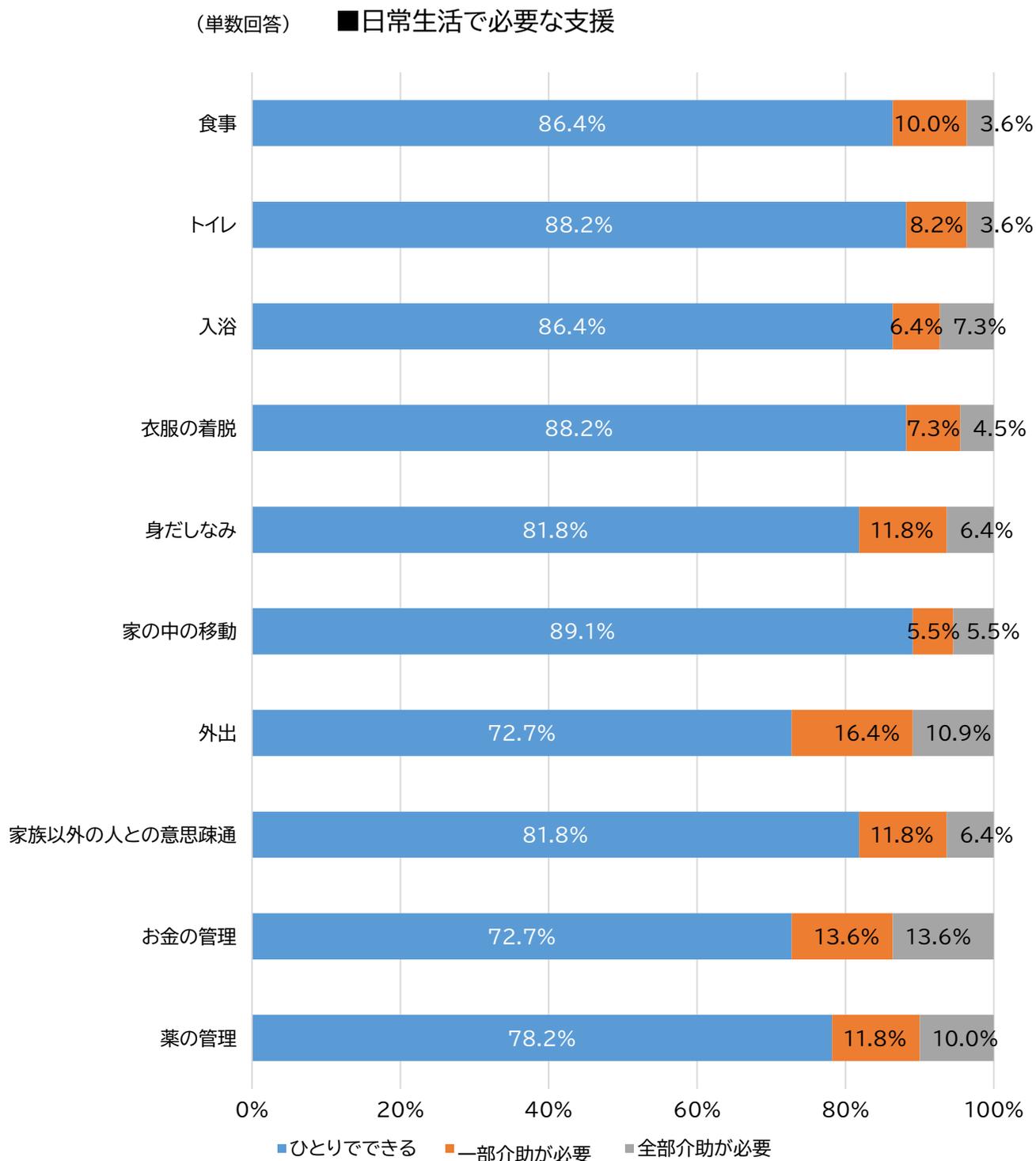
(複数回答)



(2) 主な回答結果

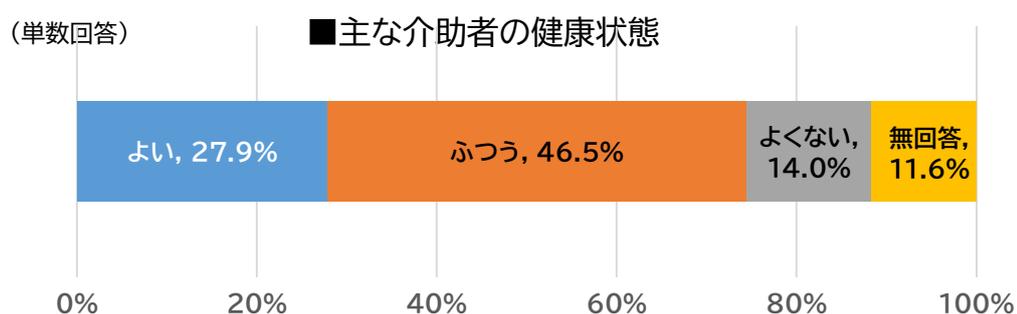
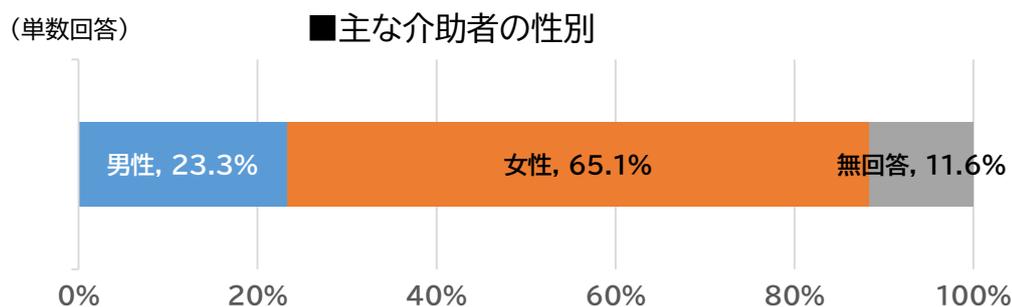
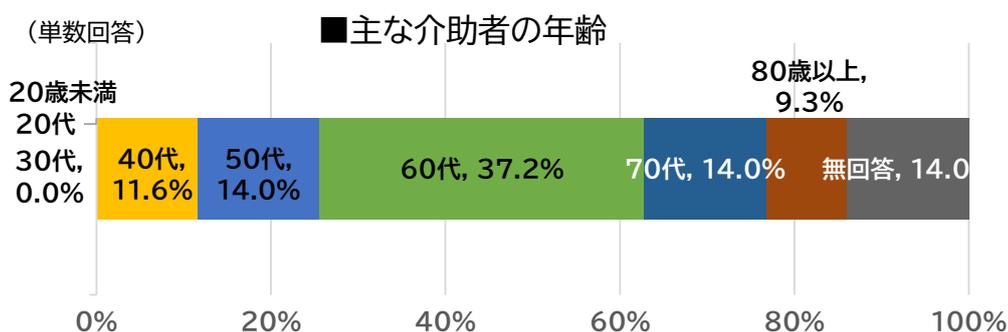
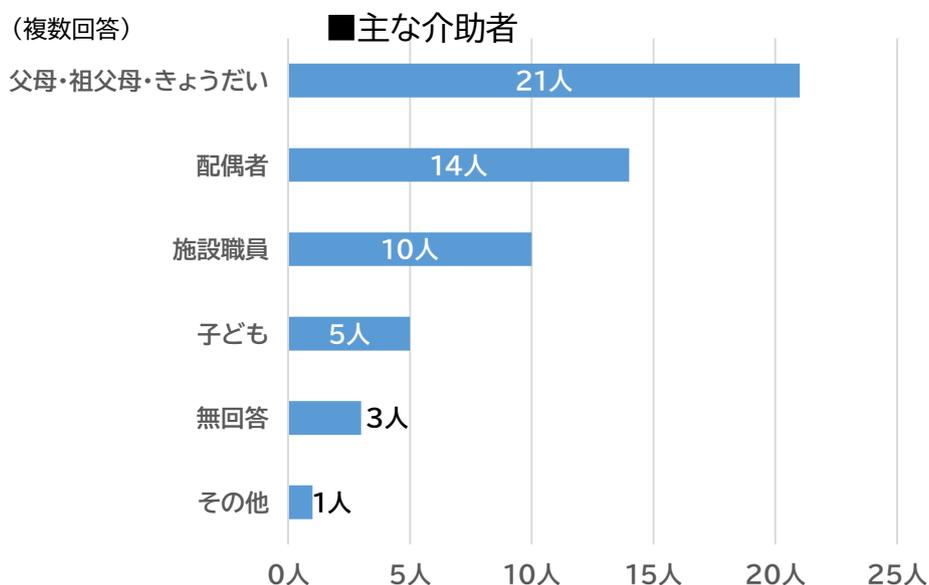
① 現在と将来の暮らしについて

○日常生活に必要な支援について、全ての項目で「ひとりでできる」は8割以上を占めています。『介助が必要』（「一部介助が必要」+「全部介助が必要」）と回答した割合が高かったのは、「外出」27.3%、「お金の管理」27.2%となっています。



○主な介助者については、「父母・祖父母・きょうだい」が21人と最も多く、次いで、「配偶者」が14人、「施設職員」が10人となっています。

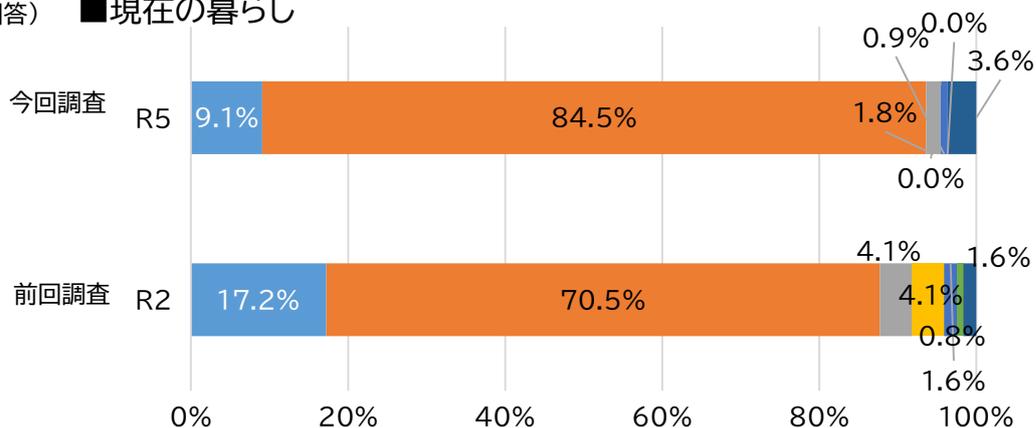
○主な介助者の方の年齢については、「60代」が37.2%と最も高く、次いで、「70代」、「50代」が14%となっており、女性が65.1%となっています。



○現在の暮らしについては、「家族と暮らしている」84.5%が最も高く、前回（R2）調査時70.5%より14.0%増加しており、次いで「ひとり暮らし」9.1%となっています。

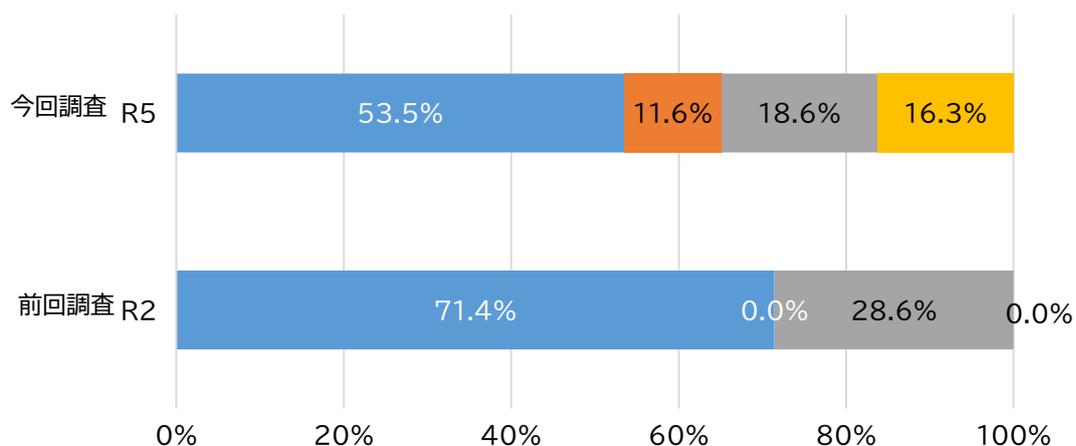
○将来の暮らしについては、「今のまま生活したい」53.5%が最も高く、次いで「家族と一緒に生活したい」18.6%、となっています。前回（R2）調査時0%の「一般の住宅で一人暮らしをしたい」が16.3%、「グループホームを利用したい」が11.6%となっています。

(単数回答) ■現在の暮らし



	R2	R5
■ひとり暮らし	17.2%	9.1%
■家族と暮らしている	70.5%	84.5%
■グループホームで暮らしている	4.1%	1.8%
■福祉施設(障害者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしている	4.1%	0.0%
■病院に入院している	1.6%	0.9%
■その他	0.8%	0.0%
■無回答	1.6%	3.6%

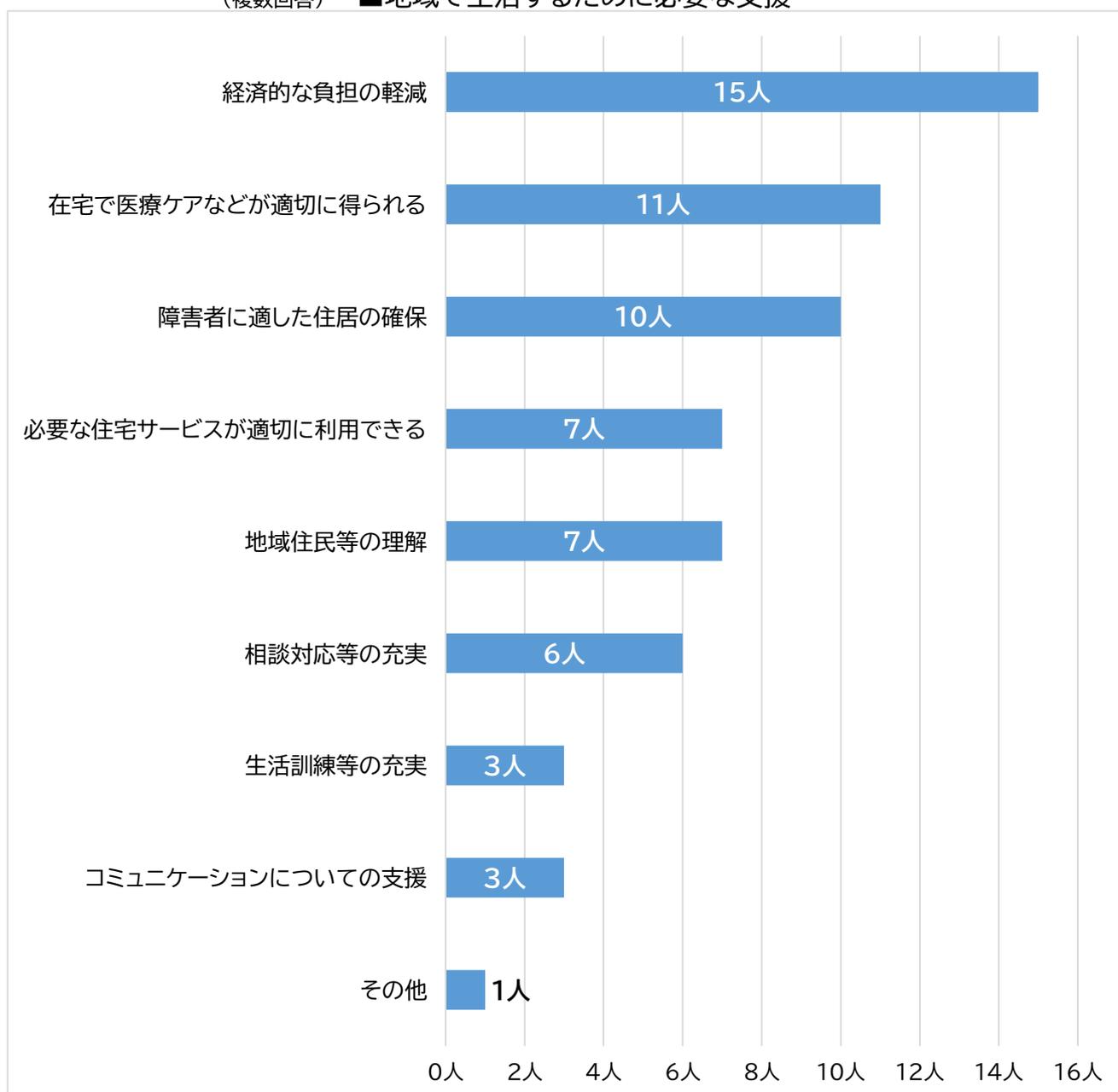
(単数回答) ■将来の暮らし



	R2	R5
■今のまま生活したい	71.4%	53.5%
■グループホームを利用したい	0.0%	11.6%
■家族と一緒に生活したい	28.6%	18.6%
■一般の住宅で一人暮らしをしたい	0.0%	16.3%

○地域で生活するために必要な支援については「経済的な負担の軽減」15人が最も多く、次いで「在宅で医療ケアなどが適切に得られる」11人となっています。その他の意見には「沖縄などへの通院旅費助成」がありました。障害のある人等の将来における重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害のある人の生活を地域全体で支える体制の整備が必要となっています。

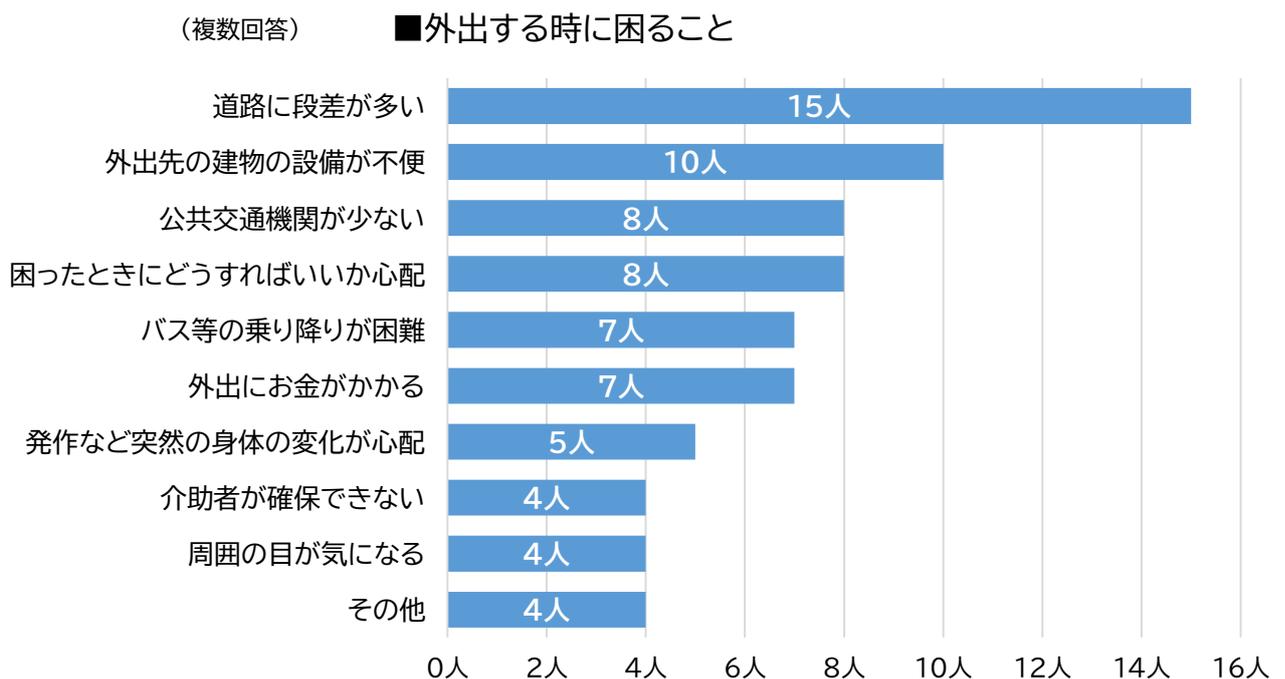
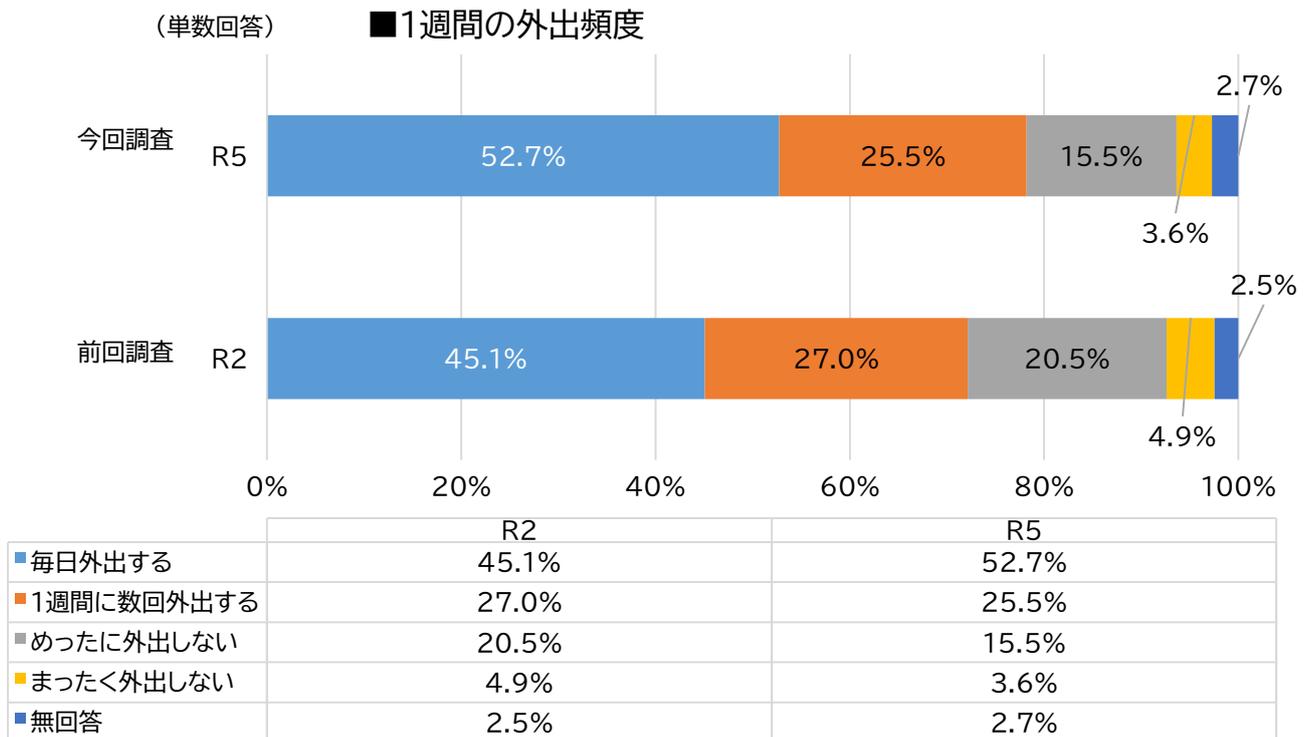
(複数回答) ■地域で生活するために必要な支援



②日中活動・就労・雇用について

○1週間の外出頻度については、「毎日外出する」人の割合が前回(R2)調査時45.1%と比較して52.7%と増加しており、「めったに外出しない」、「まったく外出しない」を合わせた人の割合は、前回調査時25.4%と比較して19.1%と減少しています。

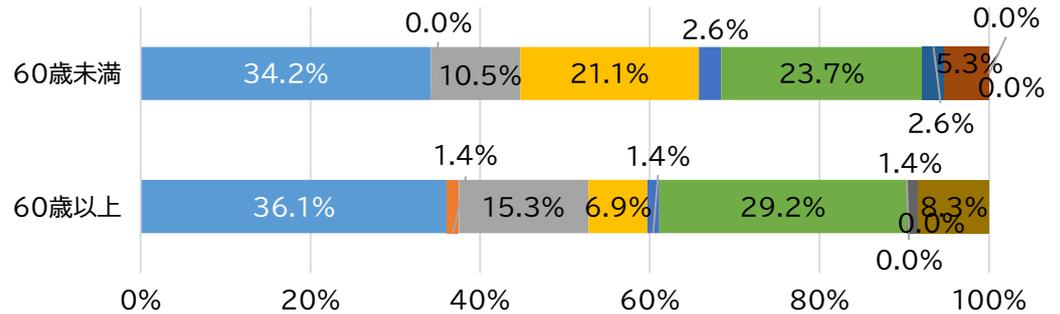
○外出する時に困ることについては、「道路に段差が多い」が15人と最も多く、次いで、「外出先の建物の設備が不便」が10人、「公共交通機関が少ない」、「困ったときにどうすればいいか心配」が8人となっています。



○平日の日中の過ごし方について、「会社勤め、自営業等で収入を得ている」が最も高くなっています。また「福祉施設、作業所等に通っている」人の割合は、60歳未満では21.1%、60歳以上では6.9%となっています。

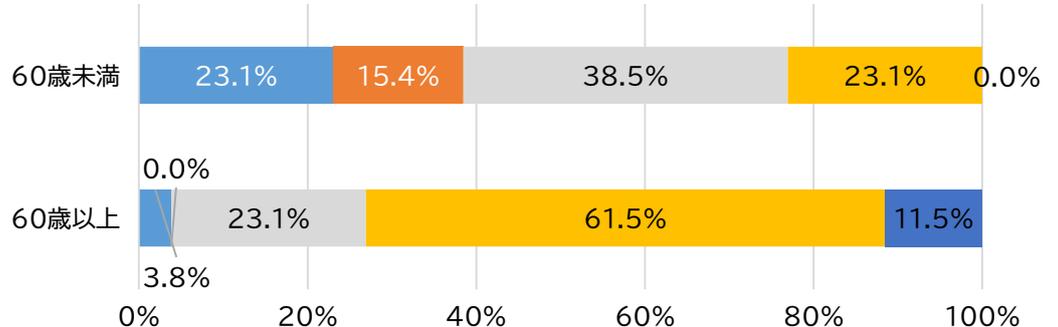
○収入を得て仕事をしている人の就労形態については、60歳未満では「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が38.5%、60歳以上では「自営業、農林水産業など」が61.5%と高くなっています。60歳未満では「正職員で、他の職員と勤務条件等に違いはない」が23.1%となっています。

(単数回答) ■ 平日の日中の過ごし方



	60歳以上	60歳未満
■ 会社勤め、自営業等で収入を得ている	36.1%	34.2%
■ ボランティア等無収入の仕事をする	1.4%	0.0%
■ 専業主婦(主夫)をしている	15.3%	10.5%
■ 福祉施設、作業所等に通っている	6.9%	21.1%
■ リハビリテーションを受けている	1.4%	2.6%
■ 自宅で過ごしている	29.2%	23.7%
■ 入所している施設や病院等で過ごしている	0.0%	2.6%
■ 一般の高校、小中学校に通っている	0.0%	5.3%
■ その他	1.4%	0.0%
■ 無回答	8.3%	0.0%

(単数回答) ■ 収入を得て仕事をしている人の就労形態



	60歳以上	60歳未満
■ 正職員で他の職員と勤務条件に違いはない	3.8%	23.1%
■ 正職員で短時間勤務等障害者配慮がある	0.0%	15.4%
■ パート・アルバイト等の非常勤職員	23.1%	38.5%
■ 自営業、農林水産業等	61.5%	23.1%
■ その他	11.5%	0.0%

○収入を得て仕事をしている人の今後の就労意向については、「仕事をしたい」が69.2%となっています。

○職業訓練意向については、「職業訓練を受けたくない、必要ない」が46.2%と最も高くなっています。

○障害者の就労支援として必要なことについては、「職場の上司や同僚に障害の理解がある」が40人最も高く、次いで、「職場の障害者理解」が33人、「短時間勤務や勤務日数の配慮」が32人となっています。

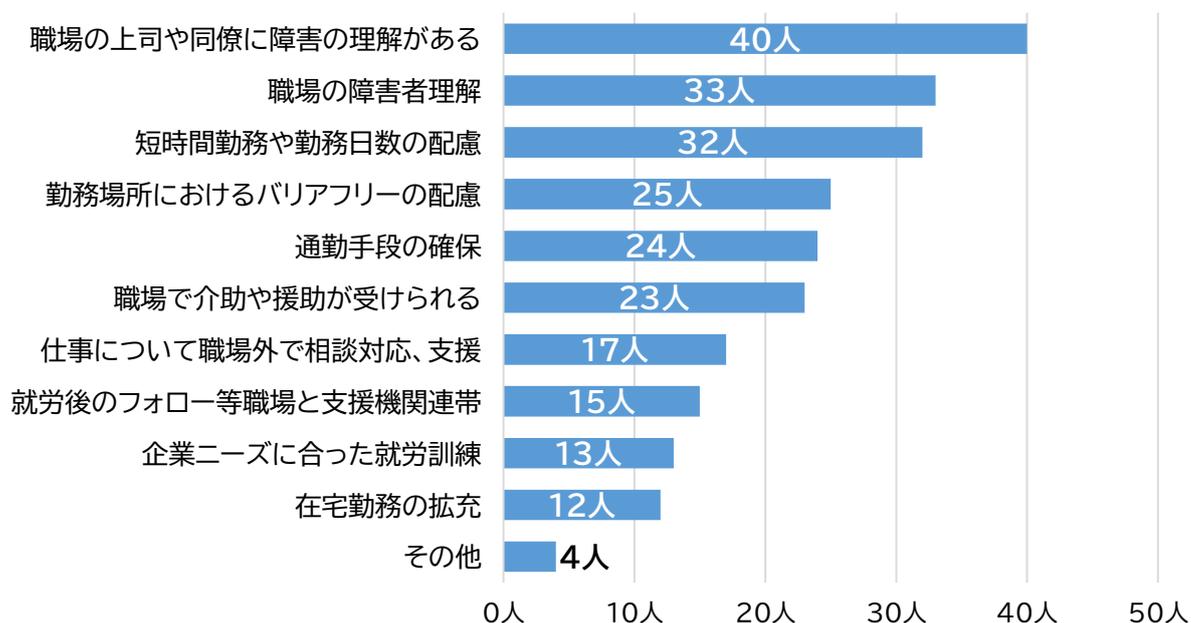
(単数回答) ■収入を得て仕事をしている人の今後の就労意向



(単数回答) ■職業訓練希望意向

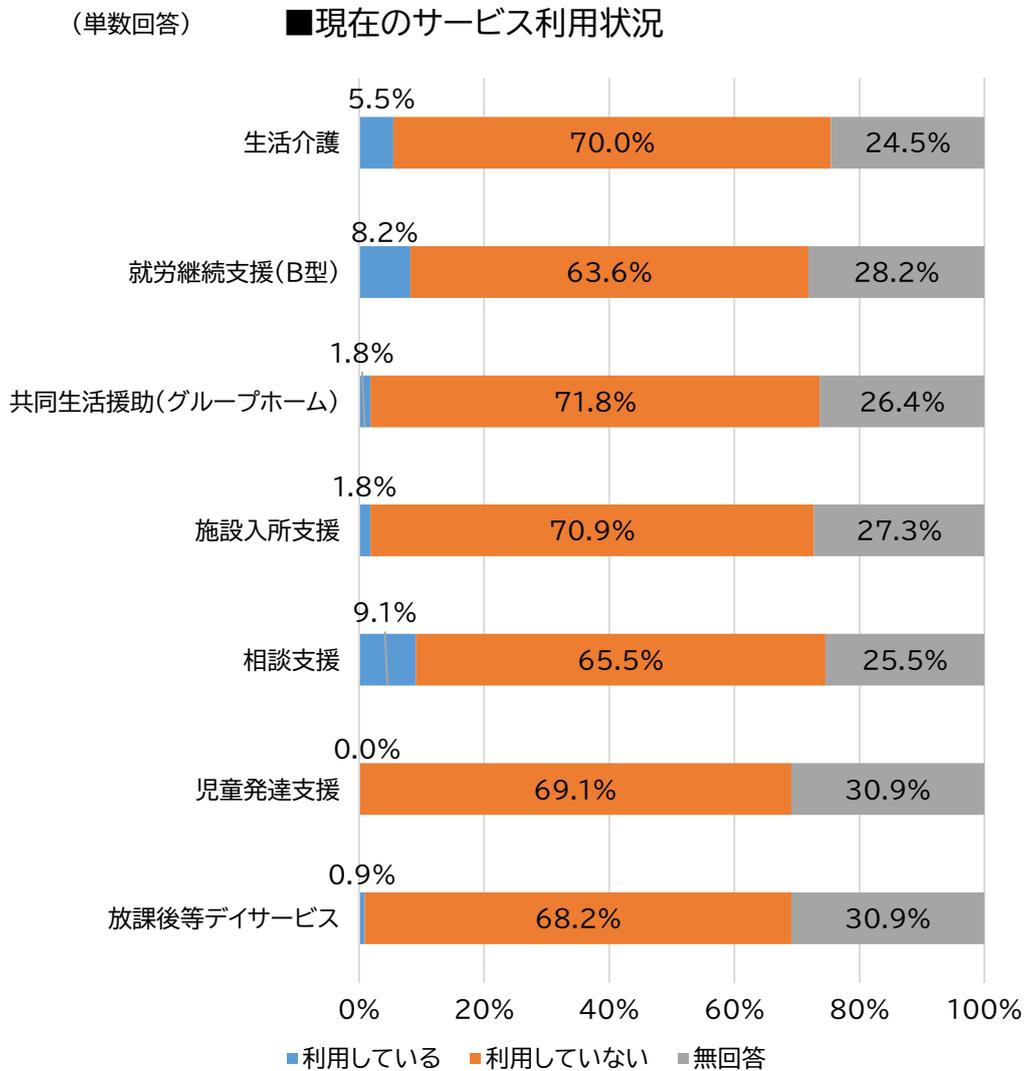


(複数回答) ■就労支援として必要なこと

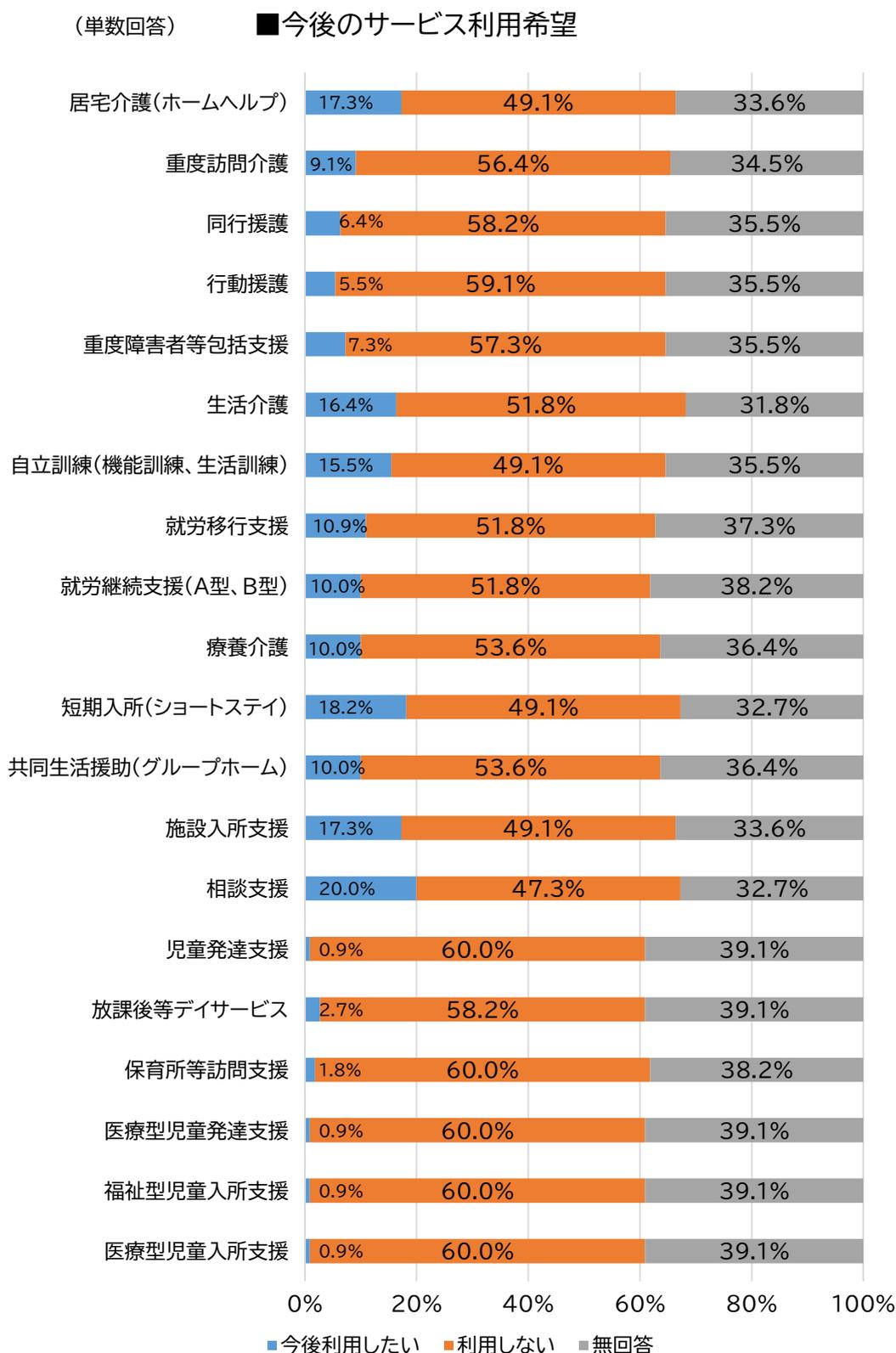


③福祉サービスの利用について

○現在利用しているサービスについては、「相談支援」が9.1%と最も高く、次いで「就労継続支援（B型）」が8.2%、「生活介護」が5.5%となっています。



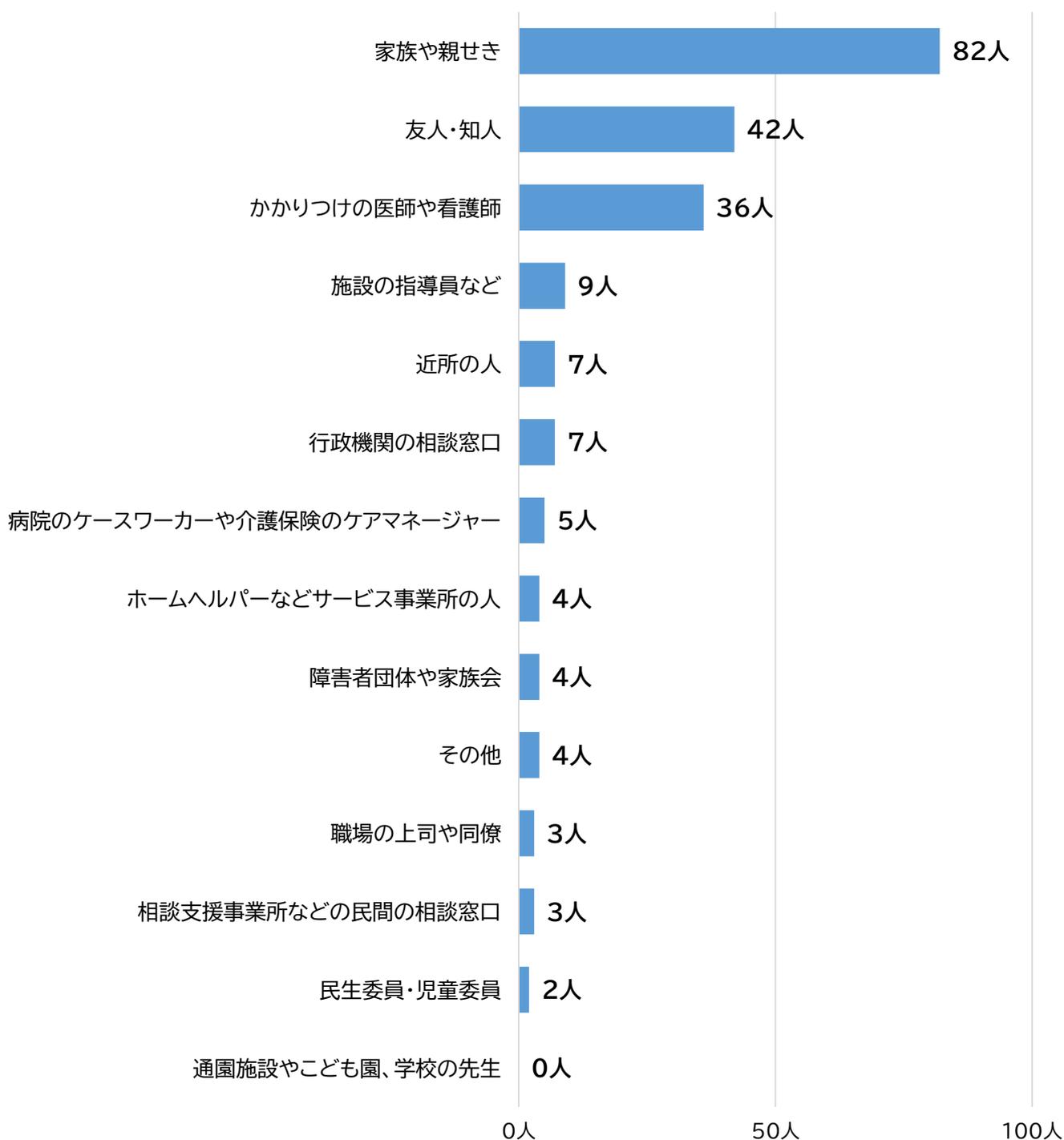
○今後の利用希望について、「相談支援」「短期入所(ショートステイ)」「施設入所支援」「居宅介護(ホームヘルプ)」の割合が高くなっています。障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、いつでも必要に応じて在宅福祉サービスが受けられる環境づくりが必要となっています。特に、在宅生活が家族による支援のみに頼ることなく、施設系や訪問系サービスの充実も図る必要があります。



④相談について

○悩みや困ったことの相談相手については、「家族や親せき」が82人と最も高く、次いで、「友人・知人」が42人、「かかりつけの医師や看護師」が36人となっています。一方、「行政機関の相談窓口」や「相談支援事業所などの民間の相談窓口」の割合は低くなっています。枠外に「相談できるところがない」と記載もありました。相談したくてもできない、あるいは、相談する窓口を知らない人も存在しているものと考えられるため、広報・周知の必要性があります。

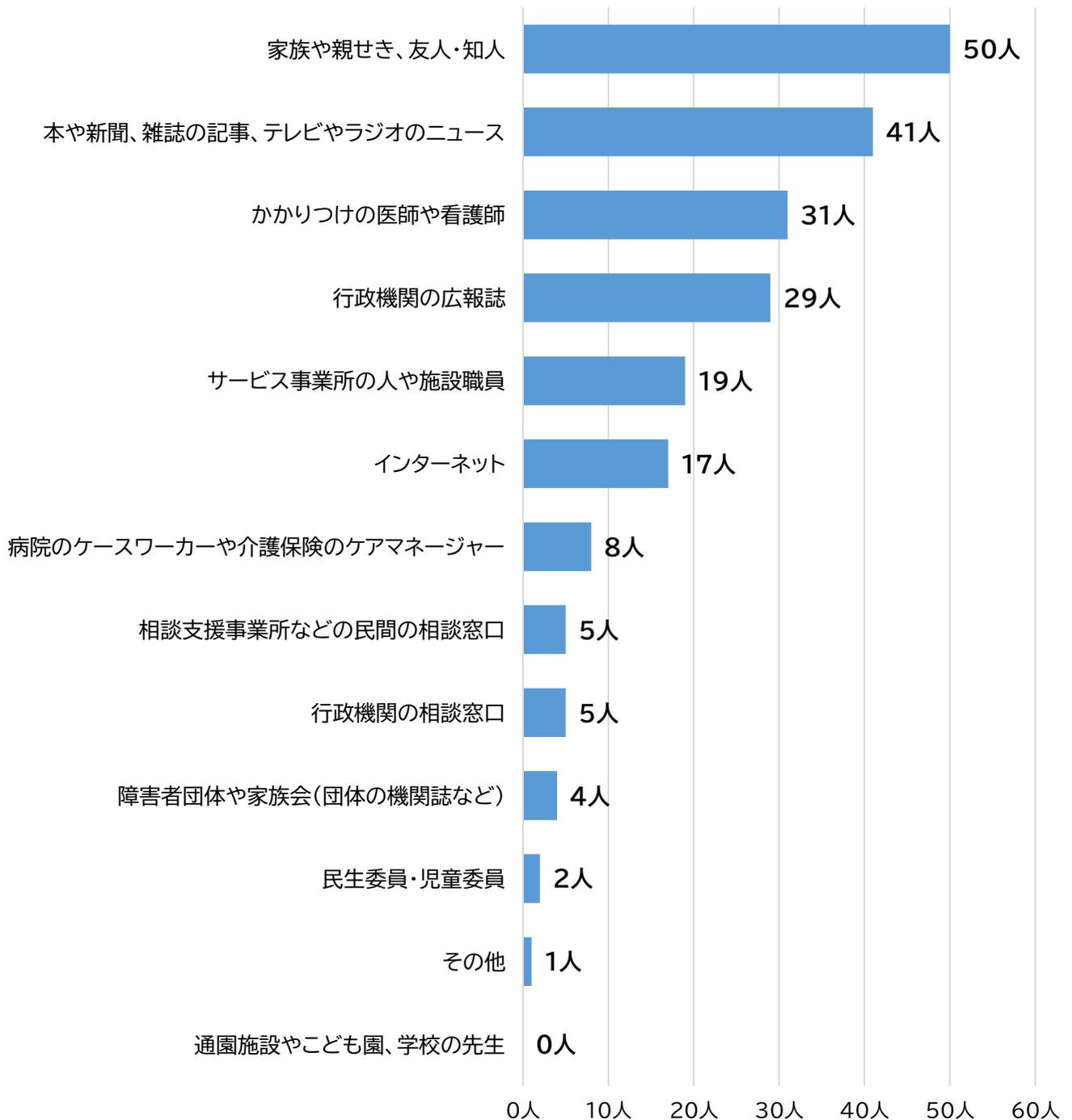
(複数回答) ■ 普段、悩みや困ったことの相談相手



⑤情報について

○障害のことや福祉サービスなどに関する情報の入手先について、「家族や親せき、友人・知人」が50人と最も多く、次いで、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が41人、「かかりつけの医師や看護師」が31人となっています。年代等によって、情報の入手方法に違いがあると考えられることから、多様な情報提供体制を整える必要があります。

(複数回答) ■情報の入手先



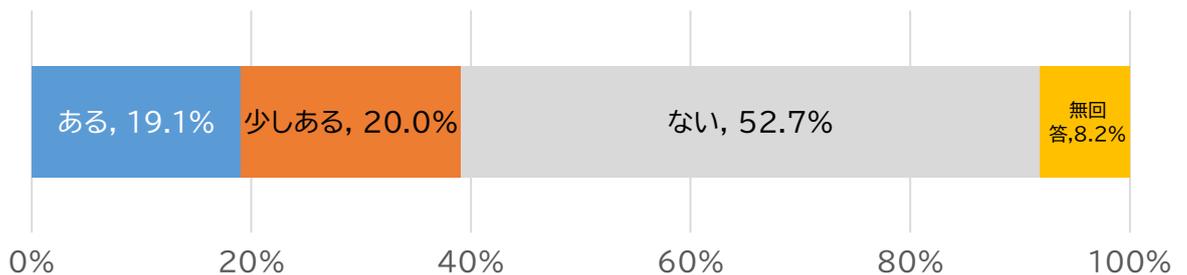
⑥権利擁護、理解促進について

○障害があることで差別や嫌な思いをする(した)経験の有無については、「ない」が52.7%と最も高く、次いで、「少しある」が20.0%、「ある」が19.1%となっています。

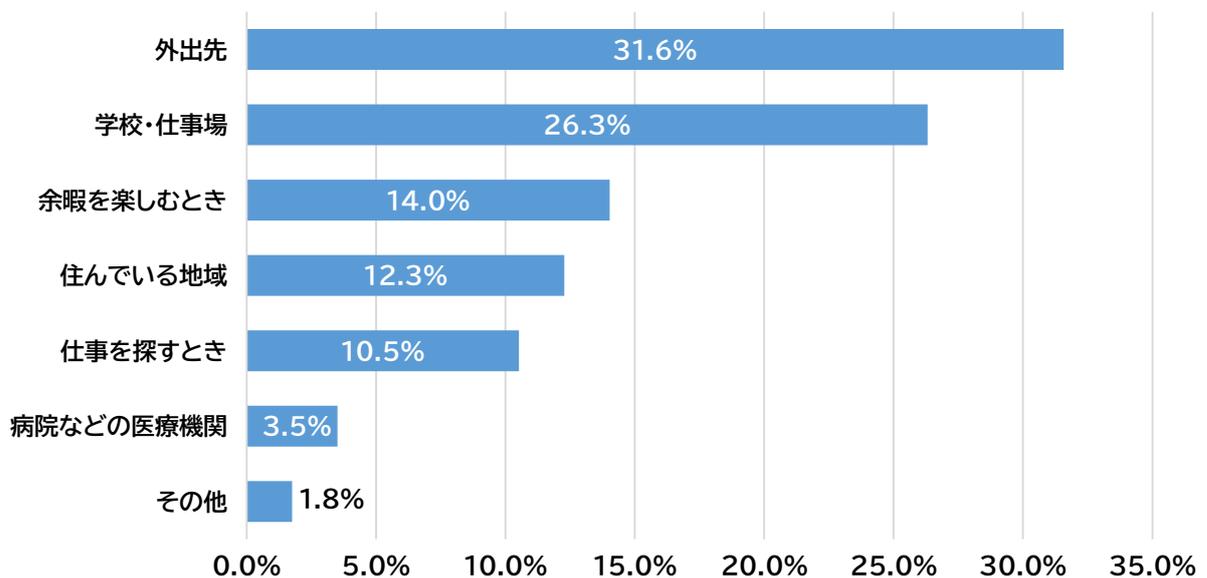
○差別や嫌な思いをした場所については、「外出先」が31.6%と最も高く、次いで、「学校・仕事場」が26.3%、「余暇を楽しむとき」が14.0%となっています。

○成年後見制度については、「名前も内容も知らない」が33.6%と最も高く、次いで、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が27.3%、「名前も内容も知っている」が22.7%となっています。

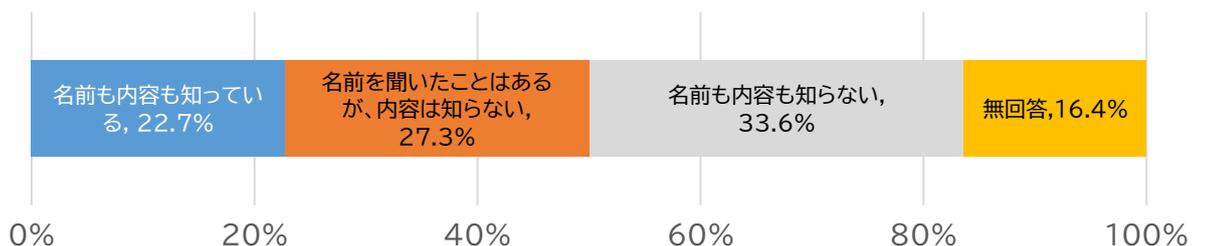
(単数回答) ■障害があることで差別や嫌な思いをする(した)ことの実験



(複数回答) ■障害があることで差別や嫌な思いをした場所



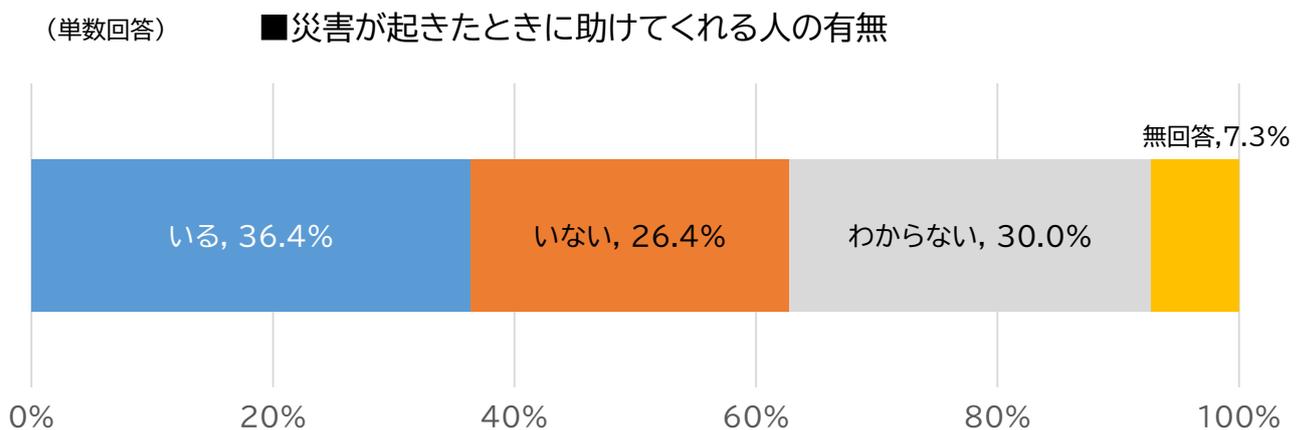
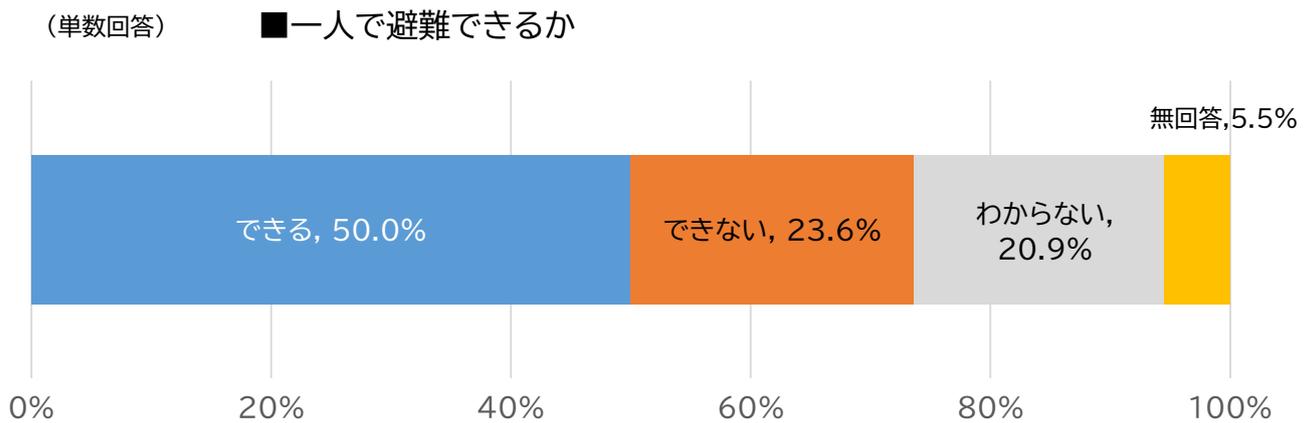
(単数回答) ■成年後見制度の認知度



⑦災害時の対応について

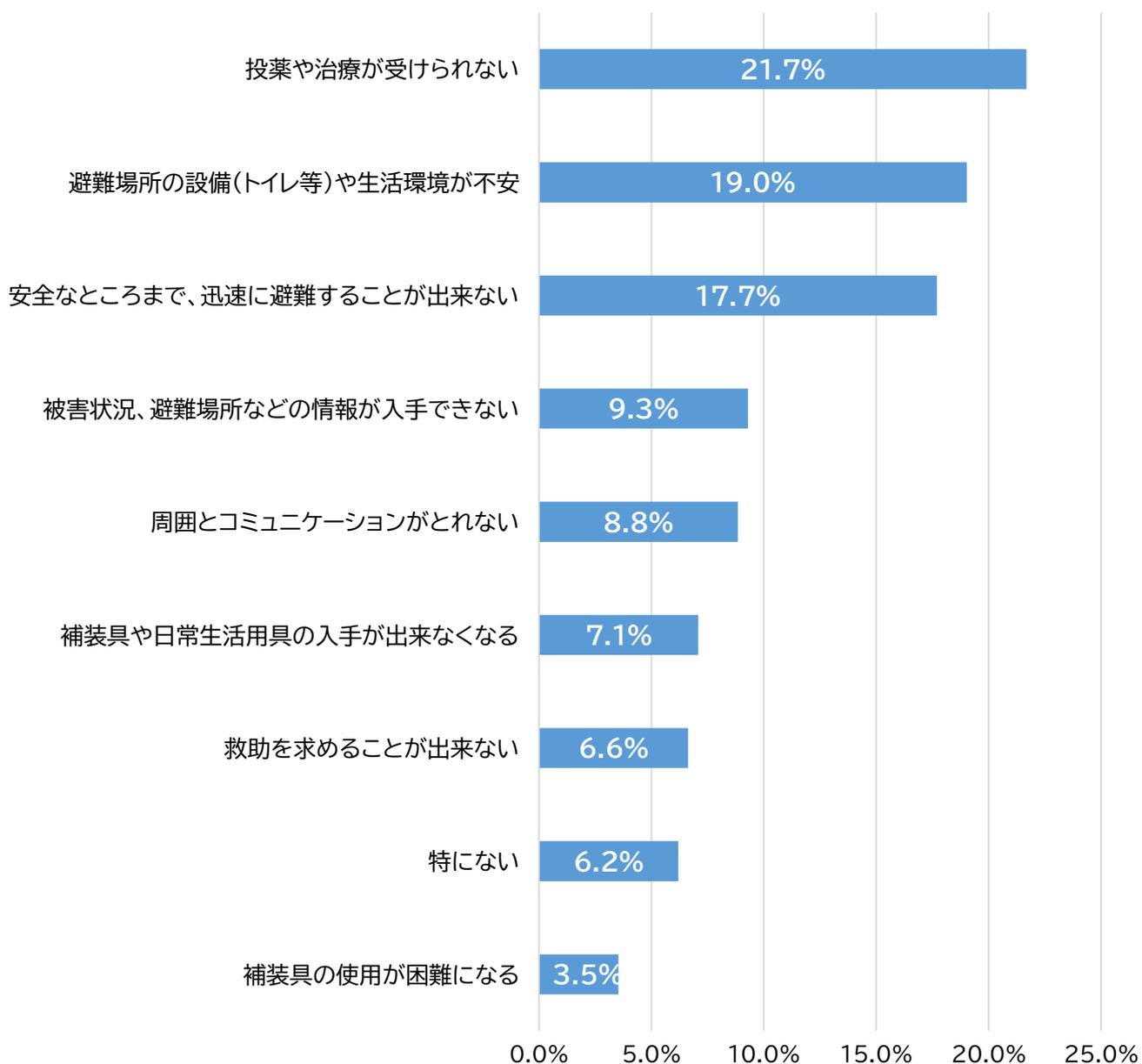
○火事や地震等の災害時に一人での避難が可能かどうかについては、「できる」が50.0%と最も高く、次いで、「できない」が23.6%、「わからない」が20.9%となっています。

○災害が起きたときに近所に助けしてくれる人の有無については、「いる」が36.4%と最も高く、次いで、「わからない」が30.0%、「いない」が26.4%となっています。



○火事や地震等の災害時に困ることについては、「投薬や治療が受けられない」が21.7%と最も高く、次いで、「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」が19.0%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が17.7%となっています。

(単数回答) ■火事や地震等の災害時に困ること



第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本計画では、障害のある人、一人ひとりの人格と個性が尊重され、だれもが住み慣れた地域や家庭で安心して生活ができる社会を実現するため「障害のある人が、障害のない人と同等に生活し、共にいきいきと活動できる社会をめざす」というノーマライゼーション(※)の理念を基本に「障害のある人が自分らしく自立した生活が送れる社会、だれもが社会の一員としてあらゆる活動に参加し、共に支え合う社会」をめざします。

また、障害者基本法第1条では、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことを基本としています。

これらの方向性は、本町のこれまでの計画の基本理念である『障害者の自立と、共に支え合うまちづくり』に通じるものと考え、本計画においてもこの理念を継承することとします。そのため、国の「障害者基本計画(第5次)」の基本原則を踏まえ、本町では障害のある人を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害のある人が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁の除去を進めます。

2. 基本的視点

本計画では、障害のある人が、ノーマライゼーション(※)の理念に基づき、住み慣れた地域の中で生活を継続しながら、障害のない人とともに本町における共生社会を実現していくために、基本的視点として次の4点を掲げます。

(1) 障害のある人の自己決定の尊重及び意思決定の支援

障害のある人を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体としてとらえるとともに、障害者施策の策定及び実施に当たっては、障害者団体等の関係者の意見を聴き、その意見を尊重します。

また、障害のある人本人の自己決定を尊重する観点から、障害のある人本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援とともに、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を図ります。

(2) 共生社会の実現に資する取組の推進

障害者基本法第2条においては、障害者を「障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義しており、障害のある人が経験する困難や制限が障害のある人個人の障害と社会的な要因の双方に起因するという視点が示されています。

こうした視点に照らして、バリアフリー法に基づく公共施設等のバリアフリー化や障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティ(※)の向上、意思表示・コミュニケーションを支援するためのサービス・介助者等の人的支援等による環境整備と、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供を両輪として障害のある人のアクセシビリティの向上を図ることが重要であり、社会的障壁の除去に向けた各種の取組を進めるため、社会のあらゆる場面でアクセシビリティ向上の視点を取り入れていきます。

(3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

障害のある人が多様なライフステージ(※)に対応した適切な支援を受けられるよう、教育、文化芸術・スポーツ、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

支援に当たっては、障害者基本法第2条の障害者の定義を踏まえ、障害者施策が、障害者が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目して講じられる必要があること、障害者の支援は障害者が直面するその時々の困難の解消だけに着目するのではなく、障害者の自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があること、障害者の家族やヤングケアラー(※)を含む介助者など関係者への支援も重要であることに留意します。

また、複数の分野にまたがる課題については、各分野の枠のみにとらわれることなく関係する機関、制度等の必要な連携を図ることを通じて総合的かつ横断的な対応を図ります。

(4) 障害特性等に配慮したきめ細かい支援

障害福祉施策は、障害特性、障害の状態、生活実態等に応じた障害のある人の個別的な支援の必要性を踏まえて策定及び実施します。その際、外見からは分かりにくい障害が持つ特有の事情を考慮するとともに、状態が変動する障害は、症状が多様化しがちであり、一般に、障害の程度を適切に把握することが難しい点に留意します。

また、知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害、盲ろう、重症心身障害その他の重複障害等について、障害特性等の社会全体の更なる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図ります。

さらに、適切な役割分担の下、国、県その他関係機関と連携し、地域の実情に即した支援を実施します。

第4章 障害福祉計画・障害児福祉計画

障害福祉計画・障害児福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20に基づき策定するものです。具体的には、国が示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を踏まえて、障害福祉サービス等の種類ごとに必要な見込量や、その確保策等を定めるものです。

1. 計画の基本方針

本計画では、障害者総合支援法・児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な計画等を策定します。

(1) 障害者の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会の考えのもとに、障害のある人などが自分の住みたい場所に住み、必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加が実現できるよう、自己決定と自己選択を尊重するとともに、意思決定の支援に努めます。

(2) 障害種別によらない一元化した障害福祉サービスの実施等

障害に関わる制度の一元化への対応として、障害のある人などがその障害種別にかかわらず、必要なサービスなどを利用することができるよう、サービスの提供体制の充実を図ります。

(3) 課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人などの自立と社会参加を支援する観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続支援や就労支援といった重要な課題に対応するため、地域の社会資源を最大限に活用しながら、障害のある人などの生活を地域全体で支えるサービスの提供体制の整備を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域や暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、本町の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組めます。

(5) 障害児の健やかな育成のための発達支援

質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援の充実を図るとともに、各関係機関の連携の強化に努め、切れ目のない一貫した支援体制の構築を図ります。

また、医療的ケア児などの専門的な支援が必要な児童が、保健や医療、障害福祉等の支援を円滑に受けられるような体制づくりについて圏域で協議を行うなど、包括的な支援体制の構築を図ります。

(6) 障害福祉人材の確保・定着

障害の重度化・高齢化や人口減少などによる地域資源の減少が進行する中、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供するために、提供体制の確保と併せて、それを担う人材の確保・育成が一層重要となります。県や近隣自治体等とも協力し、専門性を高めるための研修の実施や派遣、多職種間の連携の推進等、障害福祉人材の育成に努めます。

(7) 障害のある人の社会参加を支える取組定着

障害のある人が文化芸術を楽しみ、創造や発表などの多様な活動に参加する機会の確保などを通じて個性や能力などを発揮することにより、障害のある人の地域における社会参加の促進を図ります。

2. 障害福祉サービスに関する数値目標

障害福祉計画及び障害児福祉計画では、障害福祉サービス等及び障害児通所支援の提供体制の確保に係る目標として、国が基本指針で掲げる事項について成果目標を設定することとなっています。障害者等への自立支援の観点から、入所から地域生活への移行や就労支援などの課題に対応するため、令和8年度を目標年度として、国の新たな基本方針及び県の考え方にに基づき、本町の実情を踏まえて数値目標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者のうち、自立訓練事業等を通じて、グループホームや一般住宅等、地域生活に移行する方の目標値を設定します。

国の基本指針	①令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 ②令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。
本町の目標	①令和4年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを目指します。 ②施設入所者数を令和4年度末時点から5%以上削減することを目指します。
実績値	①令和4年度末時点の施設入所者数 4人
目標値 (令和8年度末)	①地域生活移行者数 1人(25%移行) ②施設入所者の削減数 1人(25%削減) (令和8年度末)

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針	①精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における平均生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。 ②精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数の減少。 ③令和8年度における入院後3か月時点の退院率を68.9%以上、6か月時点での退院率を84.5%、1年時点の退院率を91%以上とすることを基本とする。
本町の目標	精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための協議の場」において、保健、医療、福祉等の関係者による協議を行い、その推進を図ります。 なお、国の基本指針に係る数値目標は、県のみ設定のため、本町においては設定しません。

(3) 地域生活支援の充実

障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点等の整備を図ります。

<p>国の基本指針</p>	<p>① 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備し、コーディネーターを配置するなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、その機能の充実のため、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。</p> <p>② 強度行動障害を有する者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8年度末までに、各市町村または圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況やニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。</p>
<p>本町の目標</p>	<p>① 障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、相談、緊急時の受入対応体制の確保、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの機能を備えた地域生活拠点等の整備を進めます。また、その機能の充実のため、コーディネーターの配置などを推進し、年1回以上の検証及び検討をします。</p> <p>② 強度行動障害を有する方の支援ニーズを把握に努め、地域の関係機関と連携し支援体制の整備を図ります。</p>
<p>目標値 (令和8年度末)</p>	<p>①地域生活支援拠点等の整備数 <u>1箇所(面的整備)</u></p> <p>②地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置人数 <u>1人</u></p> <p>③地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討の場の開催回数 <u>年1回以上</u></p> <p>④本町または圏域における強度行動障害を有する者に対する支援体制の整備 <u>有(支援体制についての協議を実施)</u></p>

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する方の目標値を設定します。

<p>国の基本指針</p>	<p>①福祉施設利用者のうち、令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。</p> <p>②就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和8年度中に就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。さらに、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。</p> <p>③就労継続支援A型事業については、令和8年度中の一般就労への移行者数を令和3年度実績の概ね1.29倍以上を目指すこととする。</p> <p>④就労継続支援B型事業については、令和8年度中の一般就労への移行者数を令和3年度実績の概ね1.28倍以上を目指すこととする。</p> <p>⑤就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。更に、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。加えて、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。</p>
<p>本町の目標</p>	<p>地域の企業や公共職業安定所などの関係機関と連携して、雇用先の確保や働き続けるための支援に取り組めます。また、就労アセスメントの活用について情報共有を図ります。</p>
<p>実績値 (令和3年度)</p>	<p>①福祉施設利用者のうち就労移行支援事業等から一般就労への移行者数(a) <u>0人</u></p> <p>②(a)のうち就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数 <u>0人</u></p> <p>③(a)のうち就労継続支援A型事業から一般就労移行者数 <u>0人</u></p> <p>④(a)のうち就労継続支援B型事業から一般就労移行者数 <u>0人</u></p> <p>⑤就労定着支援事業の利用者数 <u>0人</u></p>
<p>目標値 (令和8年度末)</p>	<p>①福祉施設利用者のうち就労移行支援事業等から一般就労への移行者数(b) <u>1人</u></p> <p>②(b)のうち就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数 <u>(1)人</u></p> <p>③(b)のうち就労継続支援A型事業から一般就労移行者数 <u>(1)人</u></p> <p>④(b)のうち就労継続支援B型事業から一般就労移行者数 <u>1人</u></p> <p>⑤就労定着支援事業の利用者数 <u>本町には当該事業所がないため設定しない</u></p> <p>⑥就労移行支援事業所のうち一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数 <u>本町には当該事業所がないため設定しない</u></p> <p>⑦就労定着率7割以上の就労定着支援事業所数 <u>本町には当該事業所がないため設定しない</u></p>

※目標値の()書きについては町内に事業所がないため実績がない状態です。
対応可能な事業所ができれば1人をめざします。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

障害児の健やかな育成のために、障害児支援の提供体制の確保を図ります。

① 児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

国の基本指針	<p>①令和8年度末までに、4つの中核機能を十分に備える児童発達支援センターまたは中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備する。</p> <p>②令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。</p>
本町の目標	<p>①令和8年度末までに国の指針に沿って町内に1箇所設置を目指します。</p> <p>②令和8年度末までに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築を目指します。</p>
実績値 (令和3年度)	<p>・児童発達支援センターの設置数 <u>1箇所</u></p> <p>・保育所等訪問支援を利用できる体制の確保 <u>1箇所</u></p>
目標値 (令和8年度末)	<p>①4つの中核機能を十分に備える児童発達支援センターまたは中核的な支援機能と同等の機能を有する体制の整備数 <u>1箇所</u></p> <p>②障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築 <u>有</u></p>

② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針	<p>令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも一か所以上確保することを基本とする。</p>
本町の目標	<p>①令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保を目指します。</p> <p>②令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保を目指します。</p>
目標値 (令和8年度末)	<p>①主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の数 <u>1箇所(単独または圏域)</u></p> <p>②主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の数 <u>1箇所(単独または圏域)</u></p>

③ 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

国の基本指針	<p>令和8年度末までに、県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。</p> <p>なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。</p>
本町の目標	<p>①「医療的ケア児支援のための協議の場」を設置し、医療的ケア児等が適正な医療、保育、教育、発達支援等の支援を受けられるよう、関係機関等との協議を行います。</p> <p>②医療的ケア児等コーディネーターを配置し、関係機関等と連携を図り支援体制の確保に努めます。</p>
実績値 (令和3年度)	<p>①医療的ケア児支援のための関係機関等の協議の場の設置 <u>有</u></p> <p>②医療的ケア児に関するコーディネーターの配置人数 <u>1人</u></p>
目標値 (令和8年度末)	<p>①医療的ケア児支援のための関係機関等の協議の場の設置 <u>有</u></p> <p>②医療的ケア児に関するコーディネーターの配置人数 <u>1人</u></p>

(6) 相談支援体制の充実・強化等

障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援が実施できるよう努めます。

国の基本指針	<p>令和8年度末までに各市町村または圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センター（複数市町村による共同設置可）を設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。</p> <p>また、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。</p>
本町の目標	<p>①地域の相談支援体制の強化を図るため、指定特定相談支援事業所に対する指導・助言などを実施します。</p> <p>②自立支援協議会において、個別事例の検討を実施するための体制を確保します。</p>
目標値 (令和8年度末)	<p>①基幹相談支援センターの設置 <u>有</u></p> <p>②協議会における個別事例検討の実施体制の確保 <u>有</u></p>

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本方針	令和8年度末までに、都道府県や市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築することを基本とする。
本町の目標	<p>令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを目指します。</p> <p>県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への職員の参加や、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所等と共有する体制を整え、サービスの質の向上を図ります。</p> <p>都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制を整えることを目指します。</p>
目標値 (令和8年度末)	<p>①障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築 <u>有</u></p> <p>②県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や県が市町村職員に対して実施する研修の参加と人数 <u>参加、1人</u></p> <p>③障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所等と共有する体制の有無と実施回数 <u>有、1回</u></p> <p>④都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無と共有回数 <u>有、1回</u></p>

(8) 発達障害者等に対する支援

国の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、プログラムの受講者数（保護者）及びプログラムの実施者（支援者）の見込みを設定する。 ・現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。 ・現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。
本町の目標	国の基本指針に基づき、地域の医療機関等と協同して支援プログラムの実施に努めます。
目標値 (令和8年度末)	<p>①ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数(保護者)及び実施者数(支援者) <u>8名、5名</u></p> <p>②ペアレントメンターの人数 <u>2人</u></p> <p>③ピアサポートの活動への参加人数 <u>2人</u></p>

※用語解説

・ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者や仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者が効果的に支援できるよう設定されたグループ・プログラムです。

・ペアレントメンター

ペアレントメンターは、自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこです。

・ピアサポート

当事者同士の支え合いのことで、同じような状況にある者同士で互いの悩みなどを打ち明け、気持ちを共有・共感し、支援しあうことをいいます。

3. 障害福祉サービスの利用実績と見込量・確保のための方策

(1) 訪問系サービス

区 分	内 容
居宅介護	障害者・障害児を対象に、家庭にヘルパーを派遣して入浴、排せつ、食事の身体介護や掃除等の家事援助を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常時介護を必要とする人を対象に家庭にヘルパーを派遣して食事や排せつの身体介護、掃除等の家事援助、コミュニケーション支援の他、外出時における移動介護等を総合的に提供するサービスです。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者に対し、外出時等において、その障害者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の支援を行います。
行動援護	知的障害や精神障害により、行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要する者につき、行動する際に生じる危険を回避するために、必要な援護、外出における移動中の介護等を行うサービスです。
重度障害者等包括支援	障害支援区分6に該当する者のうち、意思の疎通が困難な重度の障害者を対象に、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供するサービスです。

なお、次ページからの表中の令和5年度分は、令和6年2月までの実績に基づく見込み値です。

<p>人／月：1か月当たりの利用人数 時間／月：1か月当たりの利用時間（時間＝人×一人当たり平均利用時間） 人日／月：1か月当たりの利用日数（人日＝人×一人当たり平均利用日数）</p>
--

◆見込量算出の考え方

これまでの利用実績、現利用者数、平均的な一人当たりの利用量などを勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。また、地域生活への移行により訪問系サービスの利用が増加することが見込まれます。

◆第6期計画と実績

種 類	単 位	令和3年度		令和4年度		令和5年度							
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み						
居宅介護	人/月	3人/月	0.2	4人/月	3	5人/月	3						
	時間/月		0.4		13		13						
重度訪問介護	人/月		3		5		4						
	時間/月		1277		1821		1540						
同行援護	人/月		1416		0		1952	0	2220	0			
	時間/月				0			0		0			
行動援護	人/月				時間/月			0		時間/月	0	時間/月	0
	時間/月							0			0		0
重度障害者等 包括支援	人/月	0		0		0							
	時間/月	0		0		0							

◆サービス見込量

	単位	第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人/月	3	4	5
	時間/月	15	20	25
重度訪問介護	人/月	4	5	5
	時間/月	1540	1925	1925
同行援護	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
行動援護	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0

※実績は各年度3月末の数値です。ただし、令和5年度は見込みです。(以下、同様)

◆見込量確保のための方策

- 利用者のニーズを的確に把握し、障害の程度や特性に応じ細やかなサービスが提供されるよう取組みます。
- 訪問系サービスは、障害のある人が地域で自立した生活を送る上で不可欠なサービスであり、必要なサービスを提供できるよう相談支援事業所と関係事業者との連携を促進することなどにより、安定したサービスの提供ができる体制の整備に努めます。

(2) 日中活動系サービス

区 分	内 容
生活介護	常時介護を必要とする障害者で、障害支援区分3以上（50歳以上の場合は区分2以上）である方に対し、施設等で入浴、排せつ、食事の介助や創作的活動、生産活動の機会等を提供するサービスです。
自立訓練（機能訓練）	地域で生活ができるようにすることを目的に、身体機能や生活能力の維持・向上を図る目的で一定の支援が必要な障害者を対象に一定期間（基本は18か月）のプログラムに基づき、身体機能・生活機能の向上のために必要な訓練等を提供します。
自立訓練（生活訓練）	地域での生活を送るうえで、生活能力の維持・向上を図る目的で一定の支援を必要とする障害者を対象に、一定期間（基本は24か月）のプログラムに基づき、地域での生活を営むうえでの必要な訓練等を提供するサービスです。
就労選択支援	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障害者で、実習や職場探しを通じて適正に合った職場へ一般就労が見込まれる人に対して、一定期間（基本は24か月）のプログラムに基づき、生産活動・職場体験などの活動の機会の提供、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談支援などを行います。
就労継続支援A型（雇用型）	就労移行支援事業を利用して一般企業での雇用に結びつかなかった方、特別支援学校を卒業後に就職活動しても雇用に結びつかなかった方等を対象に、事業者と雇用関係を結び、就労の機会の提供を受け、生産活動その他の機会を通じ、知識や能力の向上のために必要な訓練等を提供します。
就労継続支援B型（非雇用型）	年齢や体力の面から就労が困難な障害者、就労移行支援事業等を利用して雇用に結びつかなかった障害者を対象に、就労の機会を提供し、生産活動その他の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練等を提供します。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境の変化等により生活面の課題が生じている人に対して、課題を把握するとともに、企業や関係機関等への連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要な支援を行います。
療養介護	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする障害者に対して、主に昼間に病院や施設での機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護、日常生活上のサービスを提供します。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護を行う人が病気などの理由により介助ができなくなった場合、支援を必要とする障害者・障害児を施設に短期間入所させ、入浴、排せつ、食事の介護など必要な介護を行うサービスです。障害者支援施設等において実施する「福祉型」と、病院等において実施する「医療型」があります。

◆見込量算出の考え方

利用実績、現利用者数、平均的な一人当たりの利用量などを勘案して、横ばいもしくは増加傾向で利用者数及び量の見込量を設定します。

就労継続支援（A型）・就労定着支援については、町内にサービス提供事業所がないことから利用者がいない状況です。

◆第6期計画と実績

種 類	単 位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
生活介護	人/月	20	20	21	19	22	18
	人日/月	240	364	252	332	264	333
自立訓練 （機能訓練）	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練 （生活訓練）	人/月	0	0	0	0.1	0	0
	人日/月	0	0	0	0.3	0	0
就労移行支援	人/月	0	0.2	0	1	0	0
	人日/月	0	3	0	15	0	0
就労継続支援 （A型）	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
就労継続支援 （B型）	人/月	42	32	43	33	44	30
	人日/月	462	517	473	505	484	521
就労定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0
療養介護	人/月	0	0.5	0	2	0	2
福祉型 短期入所	人/月	0	0	0	0.4	0	0.2
	人日/月	0	0	0	10	0	5
医療型 短期入所	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0

◆サービス見込量

	単位	第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	20	20	20
	人日/月	370	370	370
自立訓練(機能訓練)	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
就労選択支援	人/月		0	0
就労移行支援	人/月	1	1	1
	人日/月	20	20	20
就労継続支援(A型)	人/月	3	4	5
	人日/月	69	92	115
就労継続支援(B型)	人/月	30	31	32
	人日/月	600	620	640
就労定着支援	人	0	0	0
療養介護	人	3	3	3
短期入所(福祉型)	人/月	1	1	1
	人日/月	25	25	25
短期入所(医療型)	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0

◆見込量及び見込量確保のための方策

- 障害のある人が自ら望む日常生活又は社会生活を営むことができるよう、個々のニーズや実態に応じたサービスの提供及び質の充実を図るとともに、新たなサービス事業者の参入についても支援します。

(3) 居住系サービス

名 称	内 容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人に対して、一定の期間にわたり、定期的に居宅を訪問し、日常生活等について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うサービスです。
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間に、共同生活を営む住居において相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うサービスです。
施設入所支援	施設に入所する障害のある人に、主として夜間に入浴、排せつ、食事の介護や生活に関する相談、助言、その他の必要な日常生活上の支援を行うサービスです。

◆見込量算出の考え方

現に支給決定を受けている数、利用ニーズ、利用量・利用者数の推移を勘案して見込量を設定します。

自立生活援助については、町内にサービス提供事業所がなく、利用者がいない状況ですが、今後の利用量を見込みます。

◆第6期計画と実績

種 類	単 位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	1	0
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	16	14	17	15	17	13
施設入所支援	人/月	4	4	4	4	4	4

◆サービス見込量

	単位	第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	0	1
共同生活援助(グループホーム)	人/月	14	14	14
うち重度障害者		1	1	1
施設入所支援	人/月	4	4	4

◆見込量及び確保のための方策

□ 障害のある人が、地域で自立した生活を送るうえで、必要なサービスを提供できるよう、利用者のニーズに応じたサービスの提供体制の確保に努めます。

また、障害に対する理解の促進に努めるとともに、地域生活への移行を支援します。

(4) 相談支援

名 称	内 容
計画相談支援	障害福祉サービス等を利用する障害のある人が適切にサービスを利用できるよう、サービス等利用計画の作成や見直していくための支援を行うサービスです。
地域移行支援	施設に入所している障害のある人や精神科病院に入院している精神障害のある人が地域生活に移行する場合に、住居の確保などの相談やその他の必要な支援を行うサービスです。
地域定着支援	居宅において単身などで生活する障害のある人に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態などに、相談、その他必要な支援を行うサービスです。

◆見込量算出の考え方

現に支給決定を受けている数、利用ニーズ、利用量・利用者数の推移を勘案して見込量を設定します。

◆第6期計画と実績

※計画相談支援の計画値は前期記載違い(延人数を記載)のため再計算した値を今回使用

種 類	単 位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
計画相談支援	人/月	17	19	18	22	19	16
地域移行支援	人/月	0	0	0	0	1	0
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	1	0

◆サービス見込量

	単位	第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	22	22	22
地域移行支援	人/月	0	0	1
地域定着支援	人/月	0	0	1

◆見込量確保のための方策

- 利用者のニーズに応じた最適のサービス利用ができるよう相談支援の質の向上と人材確保に努めます。
- 地域移行支援や地域定着支援の提供に向けて、入所施設や医療機関、福祉サービスの提供事業所などとの連携を促していきます。

4. 障害児通所支援及び児童相談支援の利用実績と見込量・確保のための方策

児童福祉法を根拠とする障害のある児童等を対象とした支援は、通所・入所の利用形態の別により、障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援）と障害児入所支援（福祉型・医療型）に分かれています。

障害児通所支援とその利用に必要となる児童相談支援の内容と今後の事業量の見込みは以下のとおりです。

(1) 障害児通所支援

名 称	内 容
児童発達支援	主に未就学の障害のある児童や支援を必要とする児童等に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を含め、丁寧な支援を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害のある児童や支援を必要とする児童等に、授業の終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流・活動のための支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害の状態にあり外出することが著しく困難な障害のある児童に対して、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。

◆見込量算出の考え方

第2期計画の実績及び地域の実態を踏まえ、第3期計画期間の見込量を示します。

◆第2期計画と実績

※児童発達支援の計画値は前期記載違い(延人数を記載)のため再計算した値を今回使用

種 類	単 位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
児童発達支援	人/月	7	5	8	7	9	5
	人日/月	36	18	41	35	46	27
放課後等デイサービス	人/月	17	20	18	24	18	20
	人日/月	125	156	131	143	138	126
保育所等訪問支援	人/月	0	1	0	1	0	1
	人日/月	0	1	0	1	0	1
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0

◆サービス見込量

	単位	第3期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	7	8	8
	人日/月	35	40	40
放課後等デイサービス	人/月	24	25	25
	人日/月	143	149	149
保育所等訪問支援	人/月	1	1	1
	人日/月	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0

◆見込量確保のための方策

(児童発達支援)

- 利用者負担の全額助成により、並行通園でも利用しやすい仕組みを維持します。また、認定こども園との連携により、発達支援の充実を図ります。

(放課後等デイサービス)

- 利用者負担の全額助成により、利用しやすい仕組みを維持します。また、特別支援学級の在籍児童が学年の制限を受けずに利用できるなど、提供体制と支援内容の充実について事業所との連携を図ります。

(保育所等訪問支援)

- 保護者や認定こども園等への制度周知に努め、児童も保育士等も安心して園で活動できるよう支援の充実を図ります。

(居宅訪問型児童発達支援)

- 制度周知に努めるとともに、こども部会や医療的ケア児に係る保健、医療、福祉等の関係機関で情報を共有し、個別に支援内容を検討していきます。

5. 地域生活支援事業の推進

地域生活支援事業は、障害のある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的・効率的に実施することを目的としています。

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業(※)と、市町村の判断で実施することができる任意事業(※)があります。

(1) 理解促進研修・啓発事業

障害のある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して障害や、障害のある人に対する理解を深めるための研修や啓発活動などを行うものです。

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	-	-	-	-	1	1	1

◆見込量確保のための方策

広報誌等を利用し、障害への理解を深める啓発活動を行っていきます。

(2) 自発的活動支援事業

障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害のある人やその家族、地域住民などによる自発的な取組を支援するものです。

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	-	-	-	-	1	1	1

◆見込量確保のための方策

自主活動のピアサポートグループの活動を支援していきます。

(3) 相談支援事業

障害のある人やその保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言、福祉サービスの利用援助や権利擁護のための援助を行うことにより、障害のある人が自立した日常生活又は社会生活をおくることができるように支援する事業です。

種類	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
相談支援事業所	事業所数	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	設置数	-	-	-	-	-	-

種類	単位	第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業所	事業所数	1	1	1
基幹相談支援センター	設置数	0	0	1

◆見込量確保のための方策

- 障害のある人が、身近な地域で相談が受けられるよう相談窓口の周知を図り利用促進に努めます。
- 関係事業所と連携を図り、地域の包括的な相談支援を担えるよう体制確保に努めるとともに相談支援の質の向上と人材確保に努めます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

障害のある人で判断能力が不十分な人について、財産管理や福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見の申立てに必要な経費や後見人等の報酬の全部または一部を助成します。

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業(利用件数)	件/年	0	0	0	0	1	1

◆見込量確保のための方策

- 制度の周知を図るとともに、制度の利用促進を図ります。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度において、後見、補佐、補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業です。

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業(利用件数)	回/年	0	0	0	0	1	1

◆見込量確保のための方策

- 制度の周知を図るとともに、制度の利用促進を図ります。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能の障害や難病のため意思疎通を図ることに支障のある人等に、手話通訳者派遣等の方法により、障害のある人等とその他の人との意思疎通を支援する事業です。

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者等の派遣件数	件/年	0	2	0	1	1	1

◆ 見込量確保のための方策

事業の周知を図るとともに、スマートフォンやタブレットを活用した遠隔手話通訳サービスの利用促進を図ります。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある人等の自立した日常生活及び社会生活をおくることができるように、日常会話程度の手話表現技術を習得した人を養成します。

また、聴覚障害のある人等との交流活動や町の広報活動などの支援者として期待されます。

※令和5年度まで実績はありません。

手話の周知に努めるとともに、手話奉仕員養成研等の場の拡充を図ります。

(8) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人等に対し、ガイドヘルパーの派遣等により外出の支援を行い、地域における自立生活や社会参加の促進を図ります。

※令和5年度まで実績はありません。

サービス提供事業所の確保を図るため、町内外の事業所との委託や新規事業者の参入を促す働きかけを行います

(9) 地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターにおいて創作活動の場や生産活動の機会の提供を行い、障害のある人が通うことによって、地域生活の支援を促進する事業です。

※令和5年度まで実績はありません。

サービス提供事業所の確保を図るため、町内外の事業所との委託や新規事業者の参入を促す働きかけを行います

(10) 日常生活用具給付等事業

障害のある人に対し、日常生活用具(※)を給付すること等により日常生活の便宜を図ります。

名 称	内 容
介護・訓練用支援用具	特殊寝台や特殊 マットなど障害のある人等の身体介護を支援する用具や障害のある児童が訓練に用いる椅子等の用具を給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者屋内信号装置など、障害のある人等の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計など、障害のある人等の在宅療養を支援するための用具を給付します。
情報意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、障害のある人等の情報収集、伝達や意思疎通を支援する用具を給付します。
排泄管理支援用具	ストマ用装具など、障害のある人等の排せつ管理を支援する衛生用品を給付します。
住宅改修費	手すりの取付け、床段差の解消など、障害のある人で介護保険等の給付が受けられない場合に居宅における移動等を円滑にするための小規模な住宅改修に伴う費用の一部を助成します。

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件/年	3	0	0	1	1	1
自立生活支援用具	件/年	2	0	1	1	1	1
在宅療養等支援用具	件/年	3	2	0	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	件/年	1	2	0	1	1	1
排泄管理支援用具	件/年	131	149	142	150	150	150
住宅改修費	件/年	2	0	1	1	1	1

◆見込量確保のための方策

□障害のある人のニーズに合った用具を給付できるよう適切な情報提供に努めます。

(11) その他の事業(任意事業)

①日中一時支援事業

障害のある人等の日中における活動の場を確保し、本人の活動支援や家族の就労支援、日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とした事業です。

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人/年	12	16	10	10	11	12

◆見込量確保のための方策

事業の周知を図るとともに、障害のある人の日中活動の場を確保し、日常的に介護を行っている家族等の介護負担の軽減や就労支援を図ります。また、身近に利用できるよう、サービス提供事業所の確保に努めます。

第5章 計画の推進体制

1. 計画の推進のために

障害福祉施策は、福祉部門だけではなく、医療・保健・教育・就労など多方面にわたっています。健康長寿課が中心となり、庁内関係各部門と連携を図りながら計画を推進してまいります。

また、計画の着実かつ効果的な推進を図るため、定期的な協議を行うなど、庁内の関係各部門並びに障害のある人の支援機関や各種団体、医療機関、民生委員・児童委員（※）等の連携を強化します。

(1) 連携・協力の推進

障害がある人の地域生活への支援や就労支援を着実に推進するため、障害福祉サービス事業者・関係機関・地域及び障害者団体等との連携を深め、協力体制の構築に中核的な役割を果たす自立支援協議会を活用し、地域における障害福祉に関するネットワークの構築に一層努めます。

広域的に対応することが望ましい事業については、可能な限り近隣市町村との連携を図るとともに、国や県の役割に関して必要な要望を行うなど、適切な役割分担や情報交換を通じて関係機関との連携を深め、施策の推進を図ります。

(2) 広報・啓発の推進

障害の有無にかかわらず、町民がともに暮らす地域の実現のために、障害についての正しい理解を深める必要があります。障害や障害のある人に対する理解と正しい知識の普及に向け、障害者総合支援法や障害者差別解消法等の普及啓発に努めるとともに、「ノーマライゼーション（※）」の理念の定着を図ります。

また、本計画に基づく事業・施策を推進するため、町のホームページや広報誌等を通じて広く周知を図るとともに、必要とする障害福祉サービスを誰もが適切に利用できるよう取り組みを進めます。

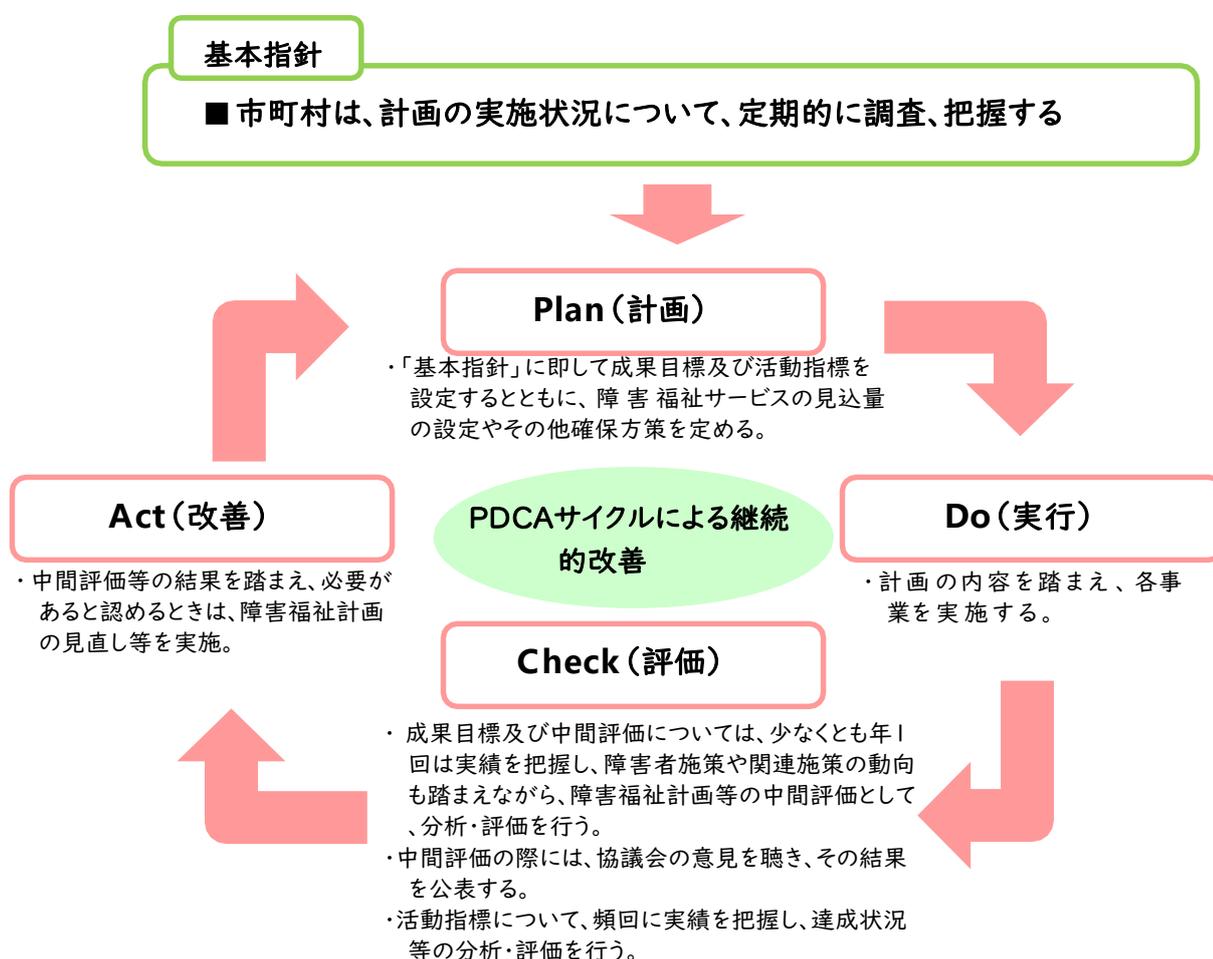
今後も、サービス内容や利用手続きなどの情報について分かりやすいパンフレット等の作成、事業所や民生委員・児童委員（※）などの関係機関との連携により周知を図ります。

2. 推進体制の整備

本計画書にある施策やサービスの実効性を高めるため、計画の進捗管理を行う機関として与論町障がい者自立支援協議会に結果を報告し、住民視点、当事者視点、専門的視点から進捗状況を評価したうえで、施策のより効果的な推進に役立てるとともに、事業の見直しを行います。

なお、評価においては、PDCAサイクルを用い、少なくとも年1回の評価分析に努め、必要な場合は、計画を見直すこととします。

障害福祉計画等における基本指針に即して定めた数値目標を「成果目標」とし、各サービスの見込量を「活動指標」とします。



資料編

与論町障がい者自立支援協議会設置要綱
与論町障がい者自立支援協議会委員名簿
与論町障害者手帳交付者状況(R6.1.1時点)
指定難病受給者の現状(与論町, R6.1.20時点)
アンケート調査結果
用語集

与論町障がい者自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき、与論町における障がい福祉サービスの適切かつ円滑な推進を図るため、与論町障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。なお、この協議会は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65条）第17条に基づく障害者差別解消支援地域協議会を兼ねるものとする。

(掌握事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 障害者等の地域での自立した生活のための支援に関すること。
- (2) 支援に際して発生する困難事例等への対応に関すること。
- (3) 関係機関の連携強化に関すること。
- (4) 権利擁護（障害者等虐待防止、障害者成年後見制度等）に関すること。
- (5) 障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。
- (6) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関すること。
- (7) 医療的ケア児支援に関すること。
- (8) その他障害者等の福祉に関して協議が必要と認められること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 障害福祉サービス事業者
- (2) 保健・医療関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 障害者関係団体の代表者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(任期等)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、協議会の会議の議長となり、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は会長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 協議会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に部会長を置く。
- 3 部会長は、部会員の互選による。
- 4 専門部会の会議は、部会長が必要に応じて招集する。
- 5 部会長は、専門部会の会務を掌理し、専門部会の事務及び結果を協議会に報告する。

(関係者の意見聴取)

第8条 会長は、協議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、その職務上知り得た情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康長寿課において処理する。ただし、指定相談支援事業所に当該業務を委託することができるものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成26年告示第53号)

この要綱は、平成26年11月17日から施行する。

附 則 (平成28年告示第11号)

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

附 則 (平成30年告示第80号)

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年告示第3号)

この要綱は、令和2年2月3日から施行する。

附 則 (令和4年告示第126号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

与論町障がい者自立支援協議会委員名簿（令和6年3月31日まで）

（敬称略・順不同）

番号	属性	所属・団体名	職名	氏名
1	障害当事者・団体	与論町身体障害者福祉協議会	会長	竹内泰敏
2	障害者等の家族・団体	障害者の家族		児玉伊佐雄
3	障害者等の家族・団体	与論町特別支援教育を支える会	会長	林健一
4	ボランティア団体	NPO法人あんどうる	代表	田中豊次郎
5	福祉サービス	相談支援事業所	主任相談員	南晶仁
6	福祉サービス	秀和苑	施設長	片岡博美
7	福祉サービス	与論町児童発達支援センターほのぼの	所長	阿野斉
8	医療	パナウル診療所	院長	小林真介
9	医療	与論徳洲会病院	院長	高杉香志也
10	保健	保健センター	所長	麓由理子
11	自治公民館	与論町自治公民館連絡協議会	会長	牧房男
12	民生・児童委員	与論町民生委員協議会	会長	竹下美津子
13	民生・児童委員	与論町民生委員協議会	主任児童委員	川畑こず枝
14	人権	人権擁護委員	委員	松山陽右
15	社協	与論町社会福祉協議会	事務局長	久勝義
16	こども園	ハレルヤこども園	理事長	徳永哲秀
17	教育	与論小学校	校長	岩元輝美
18	教育	教育委員会	参事兼指導主事	児玉拓世
19	雇用	あまみ農業協同組合与論事業本部	統括理事	山口利光
20	行政	健康長寿課	課長	林末美

与論町障害者手帳交付者状況(R6.1.1時点)

手帳を持っている全体の人数	395人(うち17名は手帳を複数所持)
身体障害者手帳交付者	273人
療育手帳交付者	69人
精神保健福祉手帳交付者	70人

出典:総合福祉システムWEL+

身体障害者手帳交付者内訳(障害代表部位別)

273 名

		20歳未満	
		人数	割合
心臓機能障害		1	
20代		0	
30代		0	
1級	45	40代	0
2級	1	50代	6
3級	14	60代	6
4級	15	70代	17
5級	0	80代	29
6級	0	90代	16
合計人数	75	100歳以上	0
肢体不自由下肢		1	
20代		1	
30代		0	
1級	3	40代	2
2級	12	50代	5
3級	8	60代	19
4級	22	70代	14
5級	11	80代	11
6級	7	90代	9
合計人数	63	100歳以上	1
聴覚障害		0	
20代		1	
30代		1	
1級	2	40代	0
2級	7	50代	1
3級	1	60代	2
4級	22	70代	9
5級	0	80代	19
6級	19	90代	16
合計人数	51	100歳以上	2

		20歳未満	
		人数	割合
肢体不自由上肢		1	
20代		1	
30代		1	
1級	15	40代	2
2級	12	50代	4
3級	7	60代	9
4級	2	70代	13
5級	6	80代	6
6級	1	90代	6
合計人数	43	100歳以上	0
膀胱直腸機能障害		0	
20代		0	
30代		0	
1級	0	40代	2
2級	0	50代	0
3級	1	60代	3
4級	10	70代	5
5級	0	80代	1
6級	0	90代	0
合計人数	11	100歳以上	0
視覚障害		0	
20代		1	
30代		0	
1級	1	40代	0
2級	4	50代	0
3級	1	60代	2
4級	2	70代	2
5級	2	80代	4
6級	0	90代	1
合計人数	10	100歳以上	0

肢体不自由体幹		20歳未満	0
		20代	1
		30代	0
1級	2	40代	0
2級	3	50代	1
3級	1	60代	1
4級	0	70代	1
5級	2	80代	3
6級	0	90代	1
合計人数	8	100歳以上	0

腎臓機能障害		20歳未満	0
		20代	0
		30代	0
1級	5	40代	3
2級	0	50代	0
3級	0	60代	1
4級	0	70代	0
5級	0	80代	1
6級	0	90代	0
合計人数	5	100歳以上	0

言語機能障害		20歳未満	0
		20代	0
		30代	0
1級	0	40代	0
2級	0	50代	0
3級	2	60代	1
4級	0	70代	0
5級	0	80代	1
6級	0	90代	0
合計人数	2	100歳以上	0

音声機能障害		20歳未満	0
		20代	0
		30代	0
1級	0	40代	1
2級	0	50代	0
3級	2	60代	1
4級	0	70代	0
5級	0	80代	0
6級	0	90代	0
合計人数	2	100歳以上	0

運動機能障害・上肢		20歳未満	0
		20代	0
		30代	0
1級	0	40代	0
2級	0	50代	0
3級	0	60代	1
4級	0	70代	0
5級	1	80代	0
6級	0	90代	0
合計人数	1	100歳以上	0

平衡機能障害		20歳未満	0
		20代	0
		30代	0
1級	0	40代	0
2級	0	50代	0
3級	1	60代	1
4級	0	70代	0
5級	0	80代	0
6級	0	90代	0
合計人数	1	100歳以上	0

呼吸器機能障害		20歳未満	0
		20代	0
		30代	0
1級	1	40代	0
2級	0	50代	0
3級	0	60代	0
4級	0	70代	1
5級	0	80代	0
6級	0	90代	0
合計人数	1	100歳以上	0

療育手帳交付者内訳

69 名

A1(最重度)	20歳未満	0	
	20代	3	
	30代	4	
	40代	4	
	50代	4	
	60代	1	
	70代	0	
	80代	0	
	90代	0	
合計人数	16	100歳以上	0

A2(重度)	20歳未満	0	
	20代	1	
	30代	2	
	40代	1	
	50代	3	
	60代	8	
	70代	1	
	80代	0	
	90代	0	
合計人数	16	100歳以上	0

B1(中度)	20歳未満	1	
	20代	1	
	30代	1	
	40代	3	
	50代	0	
	60代	8	
	70代	1	
	80代	1	
	90代	0	
合計人数	16	100歳以上	0

B2(軽度)	20歳未満	4	
	20代	5	
	30代	3	
	40代	5	
	50代	2	
	60代	1	
	70代	1	
	80代	0	
	90代	0	
合計人数	21	100歳以上	0

精神保健福祉手帳交付者

70 名

1級	20歳未満	0	
	20代	0	
	30代	1	
	40代	0	
	50代	0	
	60代	1	
	70代	0	
	80代	2	
	90代	0	
合計人数	4	100歳以上	0

2級	20歳未満	0	
	20代	2	
	30代	4	
	40代	10	
	50代	9	
	60代	20	
	70代	5	
	80代	2	
	90代	0	
合計人数	52	100歳以上	0

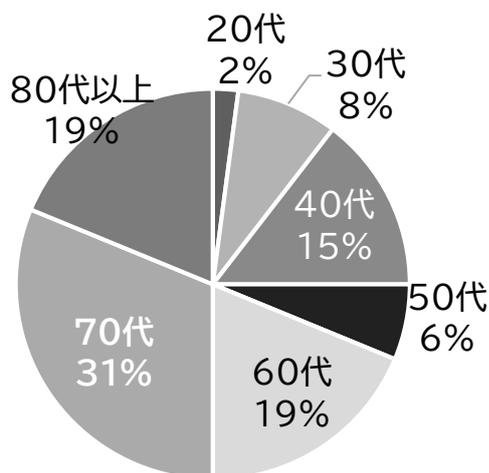
3級	20歳未満	0	
	20代	0	
	30代	1	
	40代	0	
	50代	5	
	60代	4	
	70代	2	
	80代	2	
	90代	0	
合計人数	14	100歳以上	0

指定難病受給者の現状(与論町, R6.1.20時点)

(1)年代別

70歳以上が50%を占めている。

受給者年代別(実)



出典: 徳之島保健所

(2)疾患群別(複数疾患の受給者含む)

特定医療費(指定難病)受給者は48名となっており, 神経・筋疾患が22名で, 全体の44%を占めている。疾患別では, パーキンソン病が13名, 次いで潰瘍性大腸炎が4名となっている。

その他3名以下の疾患として, 筋萎縮性側索硬化症, 進行性核上性麻痺, 多系統萎縮症, 多発性硬化症/視神経脊髄炎, 脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)

特発性基底核石灰化症, クローン病, 顕微鏡的多発血管炎,

好酸球性多発血管炎性肉芽腫, 全身性エリテマトーデス, 皮膚筋炎/多発性筋炎,

シェーグレン症候群, バーチエット病, 特発性大腿骨頭壊死症,

天疱瘡, 膿疱性乾癬(汎発型), 特発性拡張型心筋症, IgA腎症,

特発性血小板減少性紫斑病, 再生不良性貧血, 特発性間質性肺炎,

下垂体前葉機能低下症, 網膜色素変性症, ライソゾーム病, 好酸球性副鼻腔炎がある。

アンケート調査結果

問1 お答えいただくのはどなたですか。

	回答数	構成比
1.本人	88	80.0%
2.本人の家族	18	16.4%
3.家族以外の介助者	2	1.8%
無回答	2	1.8%
計	110	100.0%

問2 あなたの年齢をお答えください。

	回答数	構成比
1. 20歳未満	2	1.8%
2. 20歳代	5	4.5%
3. 30歳代	8	7.3%
4. 40歳代	11	10.0%
5. 50歳代	12	10.9%
6. 60歳代	28	25.5%
7. 70歳代	29	26.4%
8. 80歳以上	15	13.6%
計	110	100.0%

問3 あなたの性別をお答えください。

	回答数	構成比
1.男性	63	57.3%
2.女性	44	40.0%
3.その他	2	1.8%
無回答	1	0.9%
計	110	100.0%

問4 あなたのお住まいの地域はどこですか。

	回答数	構成比
1.茶花	51	46.4%
2.与論	29	26.4%
3.那間	29	26.4%
無回答	1	0.9%
計	110	100.0%

問5 現在、あなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか。

	回答数	構成比
1.父母・祖父母・兄弟	33	23.9%
2.配偶者(夫または妻)	57	41.3%
3.子ども	29	21.0%
4.その他	4	2.9%
5.いない(一人暮らし)	15	10.9%

問6 日常生活で、次のことをどのようにしていますか。

		ひとりで できる	一部介助 が必要	全部介助 が必要	計
1.食事	回答数	95	11	4	110
	構成比	86.4%	10.0%	3.6%	100%
2.トイレ	回答数	97	9	4	110
	構成比	88.2%	8.2%	3.6%	100%
3.入浴	回答数	95	7	8	110
	構成比	86.4%	6.4%	7.3%	100%
4.衣服の着脱	回答数	97	8	5	110
	構成比	88.2%	7.3%	4.5%	100%
5.身だしなみ	回答数	90	13	7	110
	構成比	81.8%	11.8%	6.4%	100%
6.家の中の移動	回答数	98	6	6	110
	構成比	89.1%	5.5%	5.5%	100%
7.外出	回答数	80	18	12	110
	構成比	72.7%	16.4%	10.9%	100%
8.家族以外の人との 意思疎通	回答数	90	13	7	110
	構成比	81.8%	11.8%	6.4%	100%
9.お金の管理	回答数	80	15	15	110
	構成比	72.7%	13.6%	13.6%	100%
10.薬の管理	回答数	86	13	11	110
	構成比	78.2%	11.8%	10.0%	100%

問7 あなたを介助してくれる方には主に誰ですか。

※問6で「一部介助が必要」又は「全部介助が必要」と答えた方のみ。

	回答数	構成比
1.父母・祖父母・兄弟	21	30.4%
2.配偶者(夫または妻)	14	20.3%
3.子ども	5	7.2%
4.ホームヘルパーや施設の職員	10	14.5%
5.その他の人(ボランティア等)	1	1.4%
無回答	3	4.3%

問8 あなたを介助してくれる家族で、特に中心となっている方の年齢、性別、健康状態をお答えください。

※問7で「1～3」と答えた方のみ。

①年齢

	回答数	構成比
1.20歳未満	0	0.0%
2.20代	0	0.0%
3.30代	0	0.0%
4.40代	5	11.6%
5.50代	6	14.0%
6.60代	16	37.2%
7.70代	6	14.0%
8.80歳以上	4	9.3%
無回答	6	14.0%
計	43	100.0%

②性別

	回答数	構成比
1.男性	10	23.3%
2.女性	28	65.1%
無回答	5	11.6%
計	43	100.0%

③健康状態

	回答数	構成比
1.よい	12	27.9%
2.ふつう	20	46.5%
3.よくない	6	14.0%
無回答	5	11.6%
計	43	100.0%

問9 あなたは身体障害者手帳をお持ちですか。

	回答数	構成比
1. 1級	22	20.0%
2. 2級	18	16.4%
3. 3級	8	7.3%
4. 4級	21	19.1%
5. 5級	5	4.5%
6. 6級	8	7.3%
7. 持っていない	17	15.5%
無回答	11	10.0%
計	110	100.0%

問10 身体障害者手帳をお持ちの場合、主たる障害をお答えください。

	回答数	構成比
1.視覚障害	2	2.4%
2.聴覚障害	6	7.3%
3.音声・言語・そしゃく機能障害	2	2.4%
4.肢体不自由(上肢)	8	9.8%
5.肢体不自由(下肢)	21	25.6%
6.肢体不自由(体幹)	5	6.1%
7.内部障害(1~6以外)	31	37.8%
無回答	7	8.5%
計	82	100.0%

問11 あなたは療育手帳をお持ちですか。

	回答数	構成比
1.A1	5	4.5%
2.A2	2	1.8%
3.B1	5	4.5%
4.B2	8	7.3%
5.持っていない	75	68.2%
無回答	15	13.6%
計	110	100.0%

問12 あなたは精神障害者保険福祉手帳をお持ちですか。

	回答数	構成比
1.1級	1	0.9%
2.2級	13	11.8%
3.3級	1	0.9%
4.持っていない	81	73.6%
無回答	14	12.7%
計	110	100.0%

問13 あなたは難病(特定疾患)の指定を受けていますか。

	回答数	構成比
1.受けている	13	11.8%
2.受けていない	85	77.3%
無回答	12	10.9%
計	110	100.0%

問14 あなたは発達障害として診断されたことがありますか。

	回答数	構成比
1.ある	9	8.2%
2.ない	89	80.9%
無回答	12	10.9%
計	110	100.0%

問15 あなたは高次脳機能障害として診断されたことがありますか。

	回答数	構成比
1.ある	9	8.2%
2.ない	95	86.4%
無回答	6	5.5%
計	110	100.0%

問16 問15で「ある」を選択した場合、その関連障害をお答えください。

	回答数	構成比
1.視覚障害	0	0.0%
2.聴覚障害	1	7.1%
3.音声・言語・そしゃく機能障害	4	28.6%
4.肢体不自由(上肢)	3	21.4%
5.肢体不自由(下肢)	4	28.6%
6.肢体不自由(体幹)	1	7.1%
7.内部障害(1~6以外)	1	7.1%
無回答	0	0.0%

問17 あなたが受けている医療ケアをご回答ください。

	回答数	構成比
1.気管切開	2	3.8%
2.人口呼吸器(レスピレーター)	2	3.8%
3.吸入	3	5.8%
4.吸引	4	7.7%
5.胃ろう・腸ろう	4	7.7%
6.鼻腔経管栄養	1	1.9%
7.中心静脈栄養(IVH)	1	1.9%
8.透析	2	3.8%
9.カテーテル留置	3	5.8%
10.ストマ(人口肛門・人口膀胱)	1	1.9%
11.服薬管理	21	40.4%
12.その他	8	15.4%

問18 あなたは現在どのように暮らしていますか。

	回答数	構成比
1.一人で暮らしている	10	9.1%
2.家族と暮らしている	93	84.5%
3.グループホームで暮らしている	2	1.8%
4.福祉施設で暮らしている	0	0.0%
5.病院に入院している	1	0.9%
6.その他	0	0.0%
無回答	4	3.6%
計	110	100.0%

問19 あなたは将来、地域で生活したいと思いますか。

	回答数	構成比
1.今のまま生活したい	23	20.9%
2.グループホームなどを利用したい	5	4.5%
3.家族と一緒に生活したい	8	7.3%
4.一般の住宅で一人暮らしをしたい	7	6.4%
5.その他	0	0.0%
無回答	67	60.9%
計	110	100.0%

問20 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。

	回答数	構成比
1.住宅で医療ケアなどが適切に得られる	11	17.5%
2.障害者に適した住居の確保	10	15.9%
3.必要な住宅サービスが適切に利用できる	7	11.1%
4.生活訓練等の充実	3	4.8%
5.経済的な負担の軽減	15	23.8%
6.相談対応等の充実	6	9.5%
7.地域住民等の理解	7	11.1%
8.コミュニケーションについての支援	3	4.8%
9.その他	1	1.6%

問21 あなたは、1週間にどの程度外出しますか。

	回答数	構成比
1.毎日外出する	58	52.7%
2.1週間に数回外出する	28	25.5%
3.めったに外出しない	17	15.5%
4.まったく外出しない	4	3.6%
無回答	3	2.7%
計	110	100.0%

問22 あなたが外出する際の主な同伴者は誰ですか。

※問21で「4」以外を選択した方のみ。

	回答数	構成比
1. 父母・祖父母・兄弟	11	9.6%
2. 配偶者（夫または妻）	19	16.7%
3. 子ども	2	1.8%
4. ホームヘルパーや施設の職員	7	6.1%
5. その他の人（ボランティア等）	1	0.9%
6. 一人で外出する	48	42.1%
無回答	22	19.3%

問23 あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。

※問21で「4」以外を選択した方のみ。

	回答数	構成比
1. 通勤・通学・通所	41	13.9%
2. 訓練やリハビリに行く	11	3.7%
3. 医療機関への受診	65	22.0%
4. 買い物	75	25.3%
5. 友人・知人に会う	39	13.2%
6. 趣味やスポーツをする	22	7.4%
7. グループ活動に参加する	11	3.7%
8. 散歩に行く	27	9.1%
9. その他	5	1.7%

問24 外出する時に困ることは何ですか。

	回答数	構成比
1. 公共交通機関が少ない	8	11.1%
2. バス等の乗り降りが困難	7	9.7%
3. 道路に段差が多い	15	20.8%
4. 外出先の建物の設備が不便	10	13.9%
5. 介助者が確保できない	4	5.6%
6. 外出にお金がかかる	7	9.7%
7. 周囲の目が気になる	4	5.6%
8. 発作など突然の身体の変化が心配	5	6.9%
9. 困ったときにどうすればいいか心配	8	11.1%
10. その他	4	5.6%

問25 あなたは、平日の日中をどのように過ごしていますか。

	回答数	構成比
1.会社勤め、自営業等で収入を得ている	39	35.5%
2.ボランティア等無収入の仕事をしてる	1	0.9%
3.専業主婦(主夫)をしている	15	13.6%
4.福祉施設、作業所等に通っている	13	11.8%
5.病院などのデイケアに通っている	0	0.0%
6.リハビリステーションを受けている	2	1.8%
7.自宅で過ごしている	30	27.3%
8.入所している施設や病院等で過ごしてる	1	0.9%
9.一般の高校、小中学校に通ってる	2	1.8%
10.こども園、障害児通園施設に通ってる	0	0.0%
11.その他	1	0.9%
無回答	6	5.5%

問26 どのような勤務形態で働いていますか。

※問25で「1」を選択した方のみ。

	回答数	構成比
1.正職員で他の職員と勤務条件に違いない	4	10.3%
2.正職員で短時間勤務等障害者配慮がある	2	5.1%
3.パート・アルバイト等の非常勤職員	11	28.2%
4.自営業、農林水産業等	19	48.7%
5.その他	3	7.7%
計	39	100.0%

問27 あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。

※問25で「1」を選択した18歳～64歳の方のみ。

	回答数	構成比
1.仕事をしたい	14	70.0%
2.仕事をしたくない	1	5.0%
無回答	5	25.0%

問28 収入を得る仕事をするために、職業訓練などを受けたいと思いますか。

	回答数	構成比
1.既に職業訓練を受けている	3	2.7%
2.職業訓練を受けたい	8	7.3%
3.職業訓練を受けたくない、必要ない	45	40.9%
無回答	54	49.1%
計	110	100.0%

問29 あなたは障害者の就労支援としてどのようなことが必要だと思いますか。

	回答数	構成比
1.通勤手段の確保	24	10.1%
2.勤務場所におけるバリアフリーの配慮	25	10.5%
3.短時間勤務や勤務日数の配慮	32	13.4%
4.住宅勤務の拡充	12	5.0%
5.職場の障害者理解	33	13.9%
6.職場の上司や同僚に障害の理解がある	40	16.8%
7.職場で介助や援助が受けられる	23	9.7%
8.就労後のフォロー等職場と支援機関連帯	15	6.3%
9.企業ニーズに合った就労訓練	13	5.5%
10.仕事について職場外で相談対応、支援	17	7.1%
11.その他	4	1.7%

問30 あなたは障害支援区分の設定を受けていますか。

	回答数	構成比
1.区分1	1	0.9%
2.区分2	2	1.8%
3.区分3	2	1.8%
4.区分4	0	0.0%
5.区分5	2	1.8%
6.区分6	3	2.7%
7.受けていない	75	68.2%
無回答	25	22.7%
計	110	100.0%

問31 あなたは介護保険サービスを利用していますか。

	回答数	構成比
1.利用している	5	4.5%
2.利用していない	95	86.4%
無回答	10	9.1%
計	110	100.0%

問32 該当する要介護度はどれですか。

※問31で「1」を選択した方のみ。

	回答数	構成比
1.総合事業対象者	1	20.0%
2.要支援1	0	0.0%
3.要支援2	1	20.0%
4.要介護1	0	0.0%
5.要介護2	0	0.0%
6.要介護3	0	0.0%
7.要介護4	1	20.0%
8.要介護5	1	20.0%
無回答	1	20.0%

問33 あなたは次のサービスを利用していますか。また、今後利用したいと考えますか。1から20のそれぞれの項目についてA・Bのいずれかに一つ○を付けてください。

【現在利用しているか】	利用している(A)		利用していない(B)		無回答	
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
6.生活介護	6	5.5%	77	70.0%	27	24.5%
9.就労継続支援(B型)	9	8.2%	70	63.6%	31	28.2%
12.共同生活援助 (グループホーム)	2	1.8%	79	71.8%	29	26.4%
13.施設入所支援	2	1.8%	78	70.9%	30	27.3%
14.相談支援	10	9.1%	72	65.5%	28	25.5%
15.児童発達支援	0	0.0%	76	69.1%	34	30.9%
16.放課後等デイサービス	1	0.9%	75	68.2%	34	30.9%

【今後利用したいか】	利用したい(A)		利用しない(B)		無回答	
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
1.居宅介護	19	17.3%	54	49.1%	37	33.6%
2.重度訪問介護	10	9.1%	62	56.4%	38	34.5%
3.同行援護	7	6.4%	64	58.2%	39	35.5%
4.行動援護	6	5.5%	65	59.1%	39	35.5%
5.重度障害者等包括支援	8	7.3%	63	57.3%	39	35.5%
6.生活介護	18	16.4%	57	51.8%	35	31.8%
7.自立訓練(機能訓練、生活訓練)	17	15.5%	54	49.1%	39	35.5%
8.就労以降支援	12	10.9%	57	51.8%	41	37.3%
9.就労継続支援(A型、B型)	11	10.0%	57	51.8%	42	38.2%
10.療養介護	11	10.0%	59	53.6%	40	36.4%
11.短期入所	20	18.2%	54	49.1%	36	32.7%
12.共同生活援助	11	10.0%	59	53.6%	40	36.4%
13.施設入所支援	19	17.3%	54	49.1%	37	33.6%
14.相談支援	22	20.0%	52	47.3%	36	32.7%
15.児童発達支援	1	0.9%	66	60.0%	43	39.1%
16.放課後等デイサービス	3	2.7%	64	58.2%	43	39.1%
17.保育所等訪問支援	2	1.8%	66	60.0%	42	38.2%
18.医療型自動発達支援	1	0.9%	66	60.0%	43	39.1%
19.福祉型自動入所支援	1	0.9%	66	60.0%	43	39.1%
20.医療型自動入所支援	1	0.9%	66	60.0%	43	39.1%

問34 あなたは、普段、悩みや困ったことなどをどなたに相談しますか。

	回答数	構成比
1.家族や親せき	82	39.4%
2.友人・知人	42	20.2%
3.近所の人	7	3.4%
4.職場の上司や同僚	3	1.4%
5.施設の指導員など	9	4.3%
6.ホームヘルパーなどサービス事業所の人	4	1.9%
7.障害者団体や家族会	4	1.9%
8.かかりつけの医師や看護師	36	17.3%
9.病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー	5	2.4%
10.民生委員・児童委員	2	1.0%
11.通園施設やこども園、学校の先生	0	0.0%
12.相談支援事業所などの民間の相談窓口	3	1.4%
13.行政機関の相談窓口	7	3.4%
14.その他	4	1.9%

問35 あなたは障害のことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。

	回答数	構成比
1.本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース	41	19.3%
2.行政機関の広報誌	29	13.7%
3.インターネット	17	8.0%
4.家族や親せき、友人・知人	50	23.6%
5.サービス事業所の人や施設職員	19	9.0%
6.障害者団体や家族会（団体の機関誌など）	4	1.9%
7.かかりつけの医師や看護師	31	14.6%
8.病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー	8	3.8%
9.民生委員・児童委員	2	0.9%
10.通園施設やこども園、学校の先生	0	0.0%
11.相談支援事業所などの民間の相談窓口	5	2.4%
12.行政機関の相談窓口	5	2.4%
13.その他	1	0.5%

問36 あなたは、障害があることで差別やいやな思いをする(した)ことがありますか。

	回答数	構成比
1.ある	21	19.1%
2.少しある	22	20.0%
3.ない	58	52.7%
無回答	9	8.2%

問37 どのような場所で差別やいやな思いをしましたか。

※問36で「1」又は「2」とした方のみ。

	回答数	構成比
1.学校・仕事場	15	26.3%
2.仕事を探すとき	6	10.5%
3.外出先	18	31.6%
4.余暇を楽しむとき	8	14.0%
5.病院などの医療機関	2	3.5%
6.住んでいる地域	7	12.3%
7.その他	1	1.8%

問38 成年後見制度についてご存じですか。

	回答数	構成比
1.名前も内容も知っている	25	22.7%
2.名前を聞いたことはあるが内容は知らない	30	27.3%
3.名前も内容も知らない	37	33.6%
無回答	18	16.4%

問39 あなたは、家事や地震等の災害時に一人で避難出来ますか。

	回答数	構成比
1.できる	55	50.0%
2.できない	26	23.6%
3.わからない	23	20.9%
無回答	6	5.5%

問40 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。

	回答数	構成比
1.いる	40	36.4%
2.いない	29	26.4%
3.わからない	33	30.0%
無回答	8	7.3%

問41 火事や地震の災害時に困ることは何ですか。

	回答数	構成比
1.投薬や治療が受けられない	49	21.7%
2.補装具の使用が困難になる	8	3.5%
3.補装具や日常生活用具の入手が出来なくなる	16	7.1%
4.救助を求めることが出来ない	15	6.6%
5.安全なところまで、迅速に避難することが出来ない	40	17.7%
6.被害状況、避難場所などの情報が入手できない	21	9.3%
7.周囲とコミュニケーションがとれない	20	8.8%
8.避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安	43	19.0%
9.その他	0	0.0%
10.特にない	14	6.2%

用語集

あ行	
アクセシビリティ	高齢の人や障害のある人などを含め、誰でも必要とする情報に簡単にたどりつけ、提供されている情報や機能を利用できること。
インクルーシブ教育	障害のある人が精神的および身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みのこと。
な行	
日常生活用具	聴覚障害者用通信装置や聴覚障害者用情報受信装置などの道具。
任意事業	障害のある人が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう障害者総合支援法により市町村に実施が義務付けられている事業のほか、市町村の判断により行う選択事業。
ノーマライゼーション	障害のある人が障害のない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会を目指すという理念。
は行	
必須事業	障害のある人が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう障害者総合支援法により、市町村に実施が義務付けられている事業。
ま行	
民生委員・児童委員	民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱を受けた民間の奉仕者で、住民の相談に応じ、必要な援助を行うなど、社会福祉の増進のための活動を行う。また、民生委員は児童福祉法に基づき児童委員を兼ね、地域の児童及び妊産婦の生活や環境の状況を適切に把握し、その保護、保健、その他福祉に関する援助・指導などの活動も行う。
や行	
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあるとされている。
ら行	
ライフステージ	人の一生を少年期・青年期・壮年期などに区切った、それぞれの段階。進学や就職、結婚、出産、退職など生活の節目に着目した生活様式のとらえ方。